H20
334

大塩平八郎

大鹽平八郎

文學士　幸田成友　著

緒論

大阪は天下の臺所

大阪は天下の臺所である、然り臺所であつて書院又は廣間では無いが、臺所の一小事は一家の煩となり、大阪に生じた異變は海内に波動する、天保八年二月の騷亂により、市民は元和落城後二百餘年にして始めて劍戟の旭日に閃き、吶喊の天に響くを見聞したのであるから、周章狼狽固より恕すべきであるが、周章狼狽は獨り町人のみでない、全市の安寧を掌れる東西兩町奉

行及配下の與力同心等は逡巡して進まず、徒に他の援助を待ち、而も砲聲と共に主將たるべき兩町奉行は意久地なくも落馬し、城中にては騷亂の大小をも見極めず、城代・定番・加番・大番組頭等相集りて仰々しき警備を爲し、尼崎・姫路・篠山・高槻・淀・郡山・岸和田等近畿の諸侯は、或は自ら兵を進め、或は城代の督促に應じて出兵し、又京都所司代は飛報を得て禁裏向の守護を嚴重にした位であつた、此の如き大動搖を生じた變亂の巨魁は、東町奉行組與力の隱居、陽明學者として有名なる大鹽平八郎其人である、騷亂そのものより見れば少數の同志を誘ひ、銃を發し、火を放つて、天滿北船場を横行したに過ぎない、騷亂は淡路町の小衝突にて終り、二三の死者を殘して一黨悉く離散し、再擧の計畫すら無かつたものであつた。

大鹽亂に關する史料

大鹽亂は些細のものであつたが、之を惹起さしめた動機と其影響とは大にして且つ廣く、騷亂に關する沙汰書・觸書・廻書・吟味書・乃至裁許狀等公文書に屬する史料は言ふに及ばず、在大阪公私の人々より私信として夫々へ發送したる見聞書風說書の類は頗る多く傳つて居る、「鹽逆述十二卷附錄二卷」は公私の文書を蒐集大成した物で、「鹽賊騷亂記五册」之に次ぎ、其他何といひ、角といひ、書名は種々あるが、仔細に本文を點檢すると、彼此同一の史料を多く載せて居る、又編纂物には「浪花筆記一名天滿水滸傳十二卷」傳寫弘布すれども、單に騷亂そのものを記すに過ぎない、「評定所一座の大坂市中放火及亂妨い一件吟味伺書」・「異變之砌玉造組與力同心働前御吟味に付明細書取・文「坂本鉉之助の咬菜秘記」等有力なる史料が、從來の大鹽平八郎傳に引用されて居らぬは遺

憾至極である、否寧ろ不思議千萬と言はねばならぬ、評定所吟味伺書は與黨生存者中主なる者を江戸評定所に喚下し、此處にて委細の吟味を遂げ、罪按を作つて幕府に差出した一件記錄である、玉造組與力同心働前明細書は淡路町の小衝突に大鹽黨を潰亂せしめたる該組與力同心が、定番の命に應じ、有體の儘書出したる百三十通の書付を以て綴成したる一冊にて、伴信友の集めた浪華綠林中にある、之には同年三月十八日付坂本鉉之助の手紙が添うてゐる、鉉之助は玉造口與力で平八郎と文墨の交あり、然も淡路町の一戰には大鹽黨の浪士を銃殺したる一勇士で、それの著になる咬菜秘記は固より他人に示すべき積でなき故、表裏明暗遠慮會釋なく書いてある、咬菜軒とは鉉之助の號だ、本書は近年雜誌舊幕府の第二卷第三卷に連載せられ、又寫

本としては帝國圖書館に一本を藏して居るが、共に誤脱ありて完本とはいへぬ、以上三部が大鹽亂の研究に屈强なる材料であることは其書の成立より推して分明で、敢て多言を要せぬと思ふ。

逆賊か狂儒か
大鹽樣

鹽逆賊鹽賊騷亂記の書名から見れば、是等の編者は大鹽平八郎を目して逆賊としたのは明白である、彼を狂儒と嘲つたは伴信友のみで無い、併し當時兵燹に罹つて家を失つた町人中、尙大鹽樣の尊稱を用ゐ、又春日潛庵は彼を稱して勤王の魁といつた、楯の兩面を見よとの諺はあるが、此の如きは表裏の差甚しといふべきである、擧兵より自滅に至るまでの平八郎を知るに足る書物は隨分多いが、彼が幼年より擧兵に至るまでの履歷を書いたものは極めて少く、偶ゝ有つても眞僞混淆で信じ難い、傳記

といふ總稱の中に、墓碣銘行狀の類は子孫・親戚・乃至友人の撰に成るものであるから、自ら美の一方面を記すに傾き易く、自傳覺書の類は後年の追記であるから、筆者の思違もあり、或は筆者その人によつて誇張に趨ることが無いとも限らぬ、日記があれば絶好の材料であるが、日記を獲らるゝは稀有の例である、又後世の編纂にかゝる傳記は、編纂者其人が書中の主人公に對し、豫め敬慕の念を持つて居るのが通例で、時としては憎惡の念を抱いて居ることもあるが、孰れにせよ一方を捨てゝ一方を採る弊が見える、從來の傳記は大抵此弊に陷つて居る樣に思はれる、幕府より言へば平八郎は平和攪亂の逆賊で、墓石を建つることすら出來ぬ、從つて墓碣銘行狀の類があらう筈はないが、幸に簡單とはいへ彼の自傳と稱すべきものが二篇ある、一は洗

心洞詩文に見ゆる「辭職の詩並序」で、一は平八郎が洗心洞劄記に添へて「佐藤一齋に與へた尺牘」で、もと洗心洞劄記附錄に載つてあつたものと思はれる、全文は井上博士の日本陽明學派之哲學中に掲載されて居るが、其出所に就いて去年井上博士に伺つたら、博士は洗心洞劄記抄錄と題する寫本から引用されたので、原本所藏者は今日住所不明であるとの御話であつた、此兩史料を基礎として擧兵前の平八郎の傳記を敍述するのは、最も安全にして且つ適當なる方法とすべきであらう。

洗心洞劄記附錄については、隨分諸所の文庫を渉獵したり、又友人に問合せたりしたが、今日接手した神宮文庫主管大久保堅磐氏の手紙により、漸く該文庫に一本（本文紙數四枚毎半枚九行廿一字）を藏することを知り、尙小生の爲に特に影寫寄贈せられた一本によつて小生は劄記附錄が一齋に寄せた尺牘であるとの想像の當れるを知り、謹んで玆に感謝の意を表する。

十月十八日成友記

第一章　與力

一　生立

大鹽波右衛門

天滿與力

平八郎は祖先を波右衛門といつて今川氏の一族であつた、今川氏滅亡後波右衛門は松平甲藏・本目權左衛門・及尼崎衛門八の周旋で岡崎の德川家康に仕へ、小田原役には敵將足立勘平を馬前に刺して家康より持弓を賞賜せられ、又采地を伊豆の塚本邑に賜つたが、大阪陣の時には旣に老年であつて戰場には從はず、越後柏崎の堡を守り、其後尾張藩に屬して嫡子に其家を傳へ、季子は大阪に出て、町奉行付の與力と爲り、代々其職を襲いだのである、一體大阪には東西に町奉行があつて各〻與力三十騎同心五十人を領し、町奉行は幕命によつて交代するが、與力同心

大鹽氏舊宅

祖父政之丞

父平八郎

は居付で而も御抱席である、悴が跡を繼ぐ時は、親某願の通御暇下さる、悴某番代申付くるとの達になつて、表向は一代限であるから、內實は世襲でも御譜代席とは格式が違ふ、與力は高二百石、現米に換算して八十石、同心は十石三人扶持を賜り、地面も與力は一人五百坪同心は一人貳百坪を天滿及川崎に與へられ、天滿の分は與力町·南同心町·北同心町の通稱があつて、今日は各〻一丁目二丁目に分れ、川崎の分は目下は造幣局泉布觀の構內に入り、或は新川崎町の一部と爲つて仕舞つたが、當時は中屋敷四軒屋敷等の通稱があつて、大鹽の家は天滿橋筋長柄(ナガラ)町を東へ入つて角から二軒目の南側で、所謂四軒屋敷の一であつた。平八郎後素は寛政五年を以て生れ、祖父を政之丞成余、父を平八郎敬高といひ、同十一年五月十一日父敬高三十歲にし

寛政五年平八郎生る

て歿したるにより、祖父成余の嗣となり、同年また母を喪ひ、文政元年六月二日祖父六十七歲にて歿して番代を命せられ、所謂嫡孫承祖となつたのである。

平八郎の生年月日を積極的に記した史料は無く、僅に歿年と享年とより逆算して生年を知るに過ぎないが、大概の平八郎傳には寛政六年に生れ、天保八年四十四歲にして歿すとある、成程天保八年より四十四だけ逆に算へれば寛政六年の生となるが、享年四十四といふが、抑も何を根據としたか明記したものは無い、平八郎父子捕縛の人相書中にも、平八郎は年齡四十五六歲とあつて曖昧なるのみならず、平八郎自作の文章中我年齡を記して前後に矛盾のあるのは如何にも可笑しい、即ち辭職の詩の序(附錄(十八))には天保元年秋七月養病の疏を上りて未だ允されず、嗚

呼、余齡則ち三十有七」とあるが、佐藤一齋に與ふる尺牘(附錄八)には「故に決然として致仕歸休す、徒に人禍を恐るゝに非ず、是時僕年三十又八」とある、天保元年三十七とすれば同八年は四十四で、寬政六年の生といへるが、天保元年を三十八とすれば、寬政五年の生で享年四十五と言はねばならず、孰を可とし孰を否とすべきか、共に平八郎の執筆せしものなれば、價値同一にして甲乙あるにあらずと雖も、尺牘中に僕七歲の時父母共に歿すとあり、而して平八郎の父敬高の歿年は碑石(附錄一)に刻れ、動し難きもの故、寬政十一年より逆算し、平八郎の生年を寬政五年にかけるが至當で、從つて享年は四十五歲となるのである。

養子說

平八郎は敬高の實子である、然るに平八郎を養子だといふ說があつて、井上博士も之を採つて居られる、其說によると平八郎

は德島藩家老稻田九郎兵衞の臣眞鍋市郎なる者の二男で、美馬郡脇町に生れ、母の緣故によつて一旦大阪の人鹽田喜左衞門に養はれ、其後また大鹽氏に養はれたのであるといふが、一向に信じられぬ、

疑問第一

天滿與力中に養子を爲ることは往々あるが、大抵同僚の二三男を迎へる、現に平八郎の養子格之助は東組與力西田青太夫の實弟である、縱令同僚の二三男を迎へぬにしろ、蜂須賀如き外樣諸侯の臣下と緣組することは滅多に無いのであるから、養子說はまづ疑問を付けて宜い、

疑問第二

次に平八郎が一齋に與へた書牘(附錄八)を見ると、「僕の志三變あり、年十五嘗て家譜を讀む、祖先は即ち今川氏の臣にして其族なり」云々といひ、波右衞門の略歷及其二子が一は家を繼ぎて今に至り、一は天滿與力と爲れる次第を述べ、「これ即ち我祖なり、僕是に於てか慨然とし

其解決

て深く刀筆に從事し、獄卒市吏に伍するを以て耻と爲す、其時の志は則ち功名氣節を以て祖先の志を繼がんと欲し、居恒鬱々として樂まざるの情、實に劉仲晦未だ志を得ざる時の念と亦奚ぞ異ならん、器比すべしと謂ふにあらず、而して父母七歳の時倶に歿す、故に早く祖父の職を承けざるを得ざるなり」とある、養家の祖先の履歴を見て發憤志を起てたとしては此文章は解き惡い、養子説には第二の疑問を付けて宜い、舊東組與力關根一郷氏の愛藏に平八郎が同僚荻野四郎助に與へた長文の手紙(附錄一五)がある、年月宛名署名は無いが、之は亂後憚る所あつて斷捨てたのだといふ、本文中に「先宿願〻通三年已前御暇乞退身仕候」とあるが、平八郎の退隱は天保元年であるから、此手紙は同三年のもので、卷首の寫眞版は本文の一節「ゑゟし御暇受候共、素々

忠之丞

神君樣御馬先ニおいて功名仕、御手ﾘから御弓拜領仕候大鹽波右衛門血(統)當の僕ニ付、下賤なゟ君臣〻名分者一生難離」とあることを採影したので、平八郎の養子説は之にて全く誤謬であることを證し得る、尙一證を擧げると、天滿東寺町成正寺に平八郎が建てた父祖の石碑(附錄一)があつて、祖父成余の墓には嫡孫平八郎是碑を建つとあり、又父敬高の墓には天保六歳次乙未冬長子源後素之を誌すとあるから、平八郎が大鹽家の血統であることは最早疑を容るべき餘地が無いのである、平八郎に忠之丞といふ弟があつて、父母逝去の翌年即ち寬政十二年七月廿五日、僅に二歳にして歿したことは、敬高の墓石の左側に刻んである誌銘によつて明白であるが、在來の傳記に絕えて見えぬ故附記して置く。

幼名文之助

江戸遊學説

平八郎は幼名を文之助といつた、七歳にして父母を失ひ、祖父の手に人と成つたといふからには、多少の辛酸を嘗めたであらうし、激烈峻刻なる性質も或は此間に養はれたのであらうも知れぬ、往來で喧嘩をして居つた丁稚を叱責して立去らしめたとか、出火の際に代官篠山十兵衛の馬前の高張提灯を打破つたとか、少年時代に就いて二三の傳説はあるが、確證の無いことであるから省く。併し江戸遊學説に就いては一言を辯じたい。平八郎が江戸へ出て林家へ入門したといふ説は割合に弘く信用せられて居るが、井上博士の言はるゝ通り、江戸へ赴きし歳を或は十五歳とし或は二十歳とし、留學の年數を或は三年とし或は五年とし。諸説一定せずとあるからには、先づ遊學説に就いて疑を懸けべきが至當である、舊東組與力中島與讃の筆記に祖父

平八郎出仕

豹三郎の話として、平八郎出仕の始は十三四歳なるべしと記してあるのは、單に聞書である故信憑し難いとしても、文化十年出版の役人鑑には明に定町廻大鹽平八郎と見えてゐる、十年は平八郎二十一歳の時であるから、彼が二十歳にして東都へ出で、三五年間林家に居たといふ説は誤傳としか思へぬ、然らば假に十五歳で遊學したとするか、一齋に與ふる書牘(附錄八)に僕年二十を踰えて始めて問學すとあるのに叶はない、況んや當初平八郎の師とせし儒は徒に訓詁詩章を授くるに止り、却て驕慢放肆の病を助長したるが如しと彼自ら言へば、之を當時の大學頭林述齋に宛つることは出來ぬ、書牘中に「祭酒林公も亦僕を愛する人也」とあるは、後年に至り平八郎と林家との間に交通があつたからで、恐くは彼が林家の御用金の爲に一臂の勞を取つたからで

御番方見習

あらう、與力の長男は十五歳になると御番方見習といつて役所へ出勤し、其後伎倆次第で相應の役付をするのが通例で、之から考へると祖父政之丞が老年であるため、平八郎は十三四歳で既に見習と爲つたかと思はれる、中島氏の聞書は聞書とはいへ充分信用する價値があり、從つて遊學説は極めて怪しい、既に遊學説を怪しいとすれば、北新地の妓樓で遊宴中に不意と江戸へ上つたとか、江戸に赴く途中鈴鹿山で盜賊を懲らしたとか、林家入塾中惡友に誘はれ吉原松葉樓に遊び、一同無錢の爲平八郎一人奴質にとられ、三日目に漸く歸塾し、百韻の詩稿を出して林祭酒に呈したとかいふ話は、一切抹殺せねばならぬのである、但し文化十年の役人鑑に平八郎の名があつて、同十三年の役人鑑に其名の見えぬは一見不可思議の樣であるが、定町廻は

定町廻

眞の役付でない、眞の役付は關所役以上であるから、縱令平八郎の名が一旦役人鑑から消失せても敢て差支は無いのである、彼が兵庫西宮の勤番(附錄(三))に往つたは何年のことか不明であるが、兩地の勤番は大抵若輩の爲る仕事故、多分は文化年間であつたらう。

兵庫西宮勤番

有男兒家、五月五日、盛植旌旗于門、是邦俗也、竊考其所以、蓋爲父母者、私祝其子、爲彥聖而登高貴之位、建旌旗之飾、出入于其門之意也、然而熟視古今、雖有僥倖得志者、而爲彥聖者幾希、不爲彥聖而得志者、車服旌旗之美、不稱其德、故君子不取也、況乎無能而與蠛蠓雀鼠俱盡者、非顯背父母之初志而何也、固爲子者之罪也、然而父母徒知私祝之、而不知教導之、故往々俾陷于匪人如此、然則亦可不謂父母無過乎、此日五日也、又看各門旌旗之翻、賦絕句以示塾童、戒愼恐懼、又爲父母者、宜懲創、

旌旗亦是桑蓬意、誰不暗誦天下英、試看成童弱冠後、半爲鵰鶚半猩々

(洗心洞詩文)

目安役並證文役
吟味役
天保元年辭職

二　三大功績上

文政元年六月祖父政之丞歿して平八郎家督を繼ぎ、同三年及七年の役人鑑には目安役並に證文役中に其名を列し、十年の役人鑑には吟味役に進み、天保元年には辭職して仕舞うた、役人鑑は年々二回の出版物であるから、之が悉く整つて居ると、役付の次第が明白になるのであるが、殘念ながら只今はこれ丈外解らぬ、されば彼が眞の在職は前後を通じて僅に十三年に過ぎず、役付も寺社役・川役・地方役、之を三役といつて重なる位置であるが、それにもならずに退いたのである、併し在職中の功績は中々に多い、平八郎自ら(一)耶蘇の邪黨を京攝の間に捕索したる事、(二)猾吏姦卒を糾察したる事、(三)浮屠の汚行を沙汰したる事の三

在職中の逸話其一

件を擧げ、以上は實に官長高井公の知遇に感憤し、禍福利害を度外に措いて邁進した結果であると言つて居る、高井公は即ち東町奉行高井山城守實德を指すので、三件共に文政十年以後即ち平八郎が吟味役になつてからであるが、其外にも色々の逸話が傳つて居る、尤も逸話傳說の常として年月を示しては無いが、多分三件以前の事と推測せらるゝ。

その第一は平八郎の見習時代に、或日同僚が公文書に印形を捺さうとして頻に當惑の氣色があるのを見て、如何なされたと問うたら、今朝印形を首に繫けて來たと思つたのに見えぬといふのを聞いて、貴公は印形を首に繫けるを知つて、心に繫けるを御承知ないからと言つたといふことであるが、或說には之は同僚ではなく、某村の庄屋が訴狀に捺印するのを忘れた時、叱責

其二

した言葉だとある。第二は坂部能登守廣高に勸めて與力同心に武藝を奬勵せしめたといふことで、一體京橋口玉造口兩定番配下の與力同心は城付であるから、主として武藝を練習したものだが、町奉行組の與力同心中には文學武藝共に餘り行れなかつた。然るに平八郎は佐分利流の槍術を能く遣ひ、玉造口與力柴田勘兵衞から免許を受けた位故（平八郎が兵庫勤番の節、姫路藩の寶藏院流槍術指南番と他流試合をして、師柴田勘兵衞から戒められたことは附錄(二)(三)に見える）武藝奬勵の献策は事實らしくあるが、能登守は寛政四年正月に町奉行となり、同七年六月に江戸町奉行に榮轉した人であるから、能登守とあるのは間違だ、

其三

第三は高井山城守の命により、淹滯せる訴訟一件を引請けた時、原告から金銀を入れた菓子箱を贈つて來た。愈々裁決の日に至り、平八郎は反復丁寧原告に諭して其非を認めしめた後、同僚

其四

に向ひ、諸君は菓子が御嗜好であるによつて訴人より好む所につけこまれ、從つて訴訟の久しく決せない次第で御座らうと、例の菓子箱の蓋を明けて一座に見せたといふ事である。賄賂公行と言つては大袈裟かも知れぬが、隨分有勝なことで、當時の弊風はそれ火事があつたといつて檢分に往き、それ變死人怪我人があつたといつて檢使に出ると、必ず其出張先の町から禮銀を取つたものである、平八郎が金銀入の菓子箱を開いて同僚を辱しめたのは信じ難いとしても、彼が淸廉潔白を以て事に莅んだは、如何なる事實が有つたかは分明せぬが、御池通四丁目播磨屋利八が留守中に持來りたる肴を其町年寄に突返し、今度は内分に仕て遣すが向後心得違なきやう注意致せとの手紙—卷端に寫眞版にして載せてある彼の手簡によつて明白である、第四

其五
其六
其七

は紀州藩と岸和田藩との境界論を裁決して、紀州藩の非理であることを宣言したといふのみで委細は知れぬ、第五は表面天滿の傘屋で、內實は與力同心出役の際常に隨從して彼是の用向を辨ずる所謂常供菜（ジヤウドギ）が、高利の貸金を爲すを懲らさんが爲、故意に百兩の金子を借り封のまゝ差置き。期限を過ぎて督促火の如きに當り、封金に利息を添へて返し、刀を抽いてさア此金子と其方の首と交換する、お上の威を假りて高利を貪ること不埒至極と脅し、其罪を謝せしめたといふこと、第六は賴山陽が紛失した菅茶山手澤の杖を數十日內に搜出し、山陽の其術を問ふや、階前は萬里なり、阪府の所管僅に方數拾里、其內在る所の物は纎芥の微と雖もわが眼底を逃れずと答へたといふこと、第七は高槻の一舊家から正宗の刀を購ひ、高井山城守から正宗は天下の

其八

銘刀、王公の帶すべきものであると忠告を受けた處、拙者微賤ながら捕盜糺察の職にあり、寶刀を腰にするも緩急に備ふる爲であると返答したといふこと、第八は或醫者が町奉行所の役人を困らす積で、漢文で認めた願書を差出した時、願意の可否によらず、其儘に却下しては番所に讀む者が無いやうである、願意の聞屆けざる理由を漢文で書かうと、山城守の許可を得て其通り取計つたといふことで、要するに是等は皆逸話傳說に過ぎない、大岡越前守忠相が名奉町であつたとすると、從來幾多の奉行が下した面白き判決を皆忠相のものと言觸らし書流すやうな類で、前記の數條は勿論虛說とは言明し難いが、また悉く實說とも明言し得ない、併し我等は之によつて平八郎が淸廉の人、更に一步を進めて言へば峻烈の人で、又事務に黽勉な人であつ

たことを知る、此點だけは總ての逸話を通じて見えて居る、而して次の一節は玉造口與力坂本鉉之助が同僚柴田勘兵衞即ち平八郎の鎗術の師と共に、平八郎の口から聞いた話で、大に參考に資すべきものと考へる。

其九

文政四年四月頃鉉之助勘兵衞同道にて平八郎を尋ねた、鉉之助は勘兵衞の宅で平八郎に面會したことはあるが、彼を訪うたのは之が初回である、然るに座に就いてまだ時候の挨拶も濟まぬ內に、能く御出で下された、殊によると拙者も切腹をして御目にかゝれなんだかも知れぬのに、先づ／＼切腹にも及ばず、御目にかゝり重疊であるとの主人の言葉、兩名少からず驚いて樣子を尋ねると、されば此に一條の物語が御座る、天滿の町人何某といふ者、貸金出入にて訴へられ、定法の通り日限を定めて

返濟を命せられた所、彼者の申狀には、近年の不仕合にて借財段段に嵩み、今度切金を命せられても、一口濟めばまた一口といふ風に上の御手數をかけ、所詮全額を償却すると覺束なく、何卒身代限を仰付けられたしとの願、而し此者先代は御用金を差出したる廉あれば、一應江戸表へ伺となつたるに、水野出羽守殿の御差圖に、事情如何にも不便なれば先代の納めた御用金を下戾しやり度は思へど、其者一人に止らず、追々右樣の者出でては、下金の都合もあり、不便ながら身代限を申渡せとの御下知であつた、夫を承ると拙者は直に西奉行內藤隼人正殿へ參り、組違にて御面會なきを强いて御目にかゝり、私頭高井山城守殿は近頃御赴任故、未だ御氣質も承知仕らず、御前は前年當地御目付を勤められ、且つは御繼母に御孝心の由兼て承り、御

爲筋と存じて推して參上仕りました、今度の切金一條、江戸表の御下知を背くは不敬とは申せ、彼者先代公儀へ御用金を差出したるは、家の爲又子孫の爲にもなるべしと存じ、大切の金銀を御用立致したる次第、いかに當人の願とはいへ、身代限を申渡し、家名斷絶とあらば、今後當地へ御用金を仰付けらるゝとも、豪商共難澁を申立て蜂を拂うやうに嫌ひ申すべし、浪華は公邊の御金箱なり、御前御在勤中もし御用金の御沙汰もあらば、いかに市民を御諭しあるべきか、此度の御下知は御爲には甚だ宜しからず、私義は與力の身分、上の御容貌を拜し得ぬ下賤の者ながら、御爲筋には一命を抛つ覺悟、御前は數年上の御側に在らせられしこととなれば、一入公儀御爲を御大切に思召さるべく、何卒篤と御勘辨ありたし、萬一御裁許を背きしことの御咎

參らば、拙者一人科を請けて即座に切腹いたし、外樣へは御迷惑相掛けずと申したるに、隼人正殿はら〳〵と落涙にて、其方山城守を差措いて、當方へ參りたることは、先づ內聞に致し、其方より山城守殿へ申聞け、山城守殿より相談あらば、其節宜しきやう取計らうであらう、先づ今日は身代限申渡の義を延引せよとの御言葉にて、再應江戸伺の事に決し、老輩兩三人にて昨今必至取調中で御座ると語り畢つたと、咬菜秘記に出て居る、來客があつて未だ寒暖の挨拶も濟まぬ中に斯樣な話を爲たのは、聊か異狀であるが、平八郎が內藤隼人正に面謁進言した一條は、能く彼が敢爲邁往の氣性を表して居ると思ふ、之が平八郎の長所であると同時にまた短所であつて、後年擧兵の暴に及んだのは、餓孚途に横るも、爲政者之が救濟の手段を講せざるに奮激

した結果と言ふべきであらう。

三大功績

平八郎在職中の三大功績は、賴山陽が大鹽子起―子起とは平八郎の字―の尾張に適くを送る序(附錄七)又は齋藤拙堂が洗心洞箚記の贈與に報じた書に出てゐる、平八郎自ら辭職の詩の序(附錄六)に記してある所を以て見れば、彼が三事件に對する明察快斷は一世を聳動せしめたのみならず、彼自身に取つても亦非常に會心の事であつたらしい、第一の耶蘇敎徒逮捕一件は文政十年四月に起り、三年を費して落着し、第二の奸吏糺彈一件は同十二年三月に起り、疾雷耳を掩ふの遑あらざる間に結了し、第三の破戒僧侶遠島一件は同十三年三月に起り、再三訓戒を加へた後改悛の狀なき者數十名を遠島に處したので、孰も高井山城守在任中である、

高井山城守實德

山城守は名を實德といひ、文政三年十一月山田奉行

から大阪町奉行に轉じ、能く平八郎の人と爲りを見貫いて大事を托し、平八郎も亦吉凶禍福を度外に措いて山城守の爲に盡し、その轉任と共に辭職して仕舞つたのである、而して以上の三件中第一に就いては、擧兵後平八郎を捕縛に向つた西組與力內山彥次郎の留書に、邪宗門一件書留と題する二冊ものがあつて、委細を知り得るが、不幸にして第二第三に就いては未だ詳密なる史料を發見し得ぬ、尤も第二の件即ち西組與力弓削新右衞門に詰腹を切らした事の如きは、故に之を隱微の間に葬つたものと考へらるゝ、天保八年刊行の大阪袖鑑といふ一種の武鑑に、西組與力中弓削卯八郎の名のある所から推すと、新右衞門には詰腹を切らせたが、其次第は之を表向にせずして家名を保存せしめたもので、從つて此一件が明白に解らぬも、寧ろ當然と言

與力同心の收入

はねばならぬ。

元來町奉行付の與力は高二百石即ち八十石の實收で、同心は僅に十石三人扶持である。役付によつては別に手當もあるが、それとても輕少なものであるのに、中々立派な生活をしてゐる、關根一郷氏の談話によると、與力中の幅利は二千石位の生活をしたといふ、如何して其樣な收入があるかといふと、年頭八朔には三郷町々又は諸株諸仲間から附屆がある、地方役にでもなると之が大分の額に上る、商業上の訴訟の如きは和解願下となると、屹度原被兩方から掛與力同心へ禮銀を持つて來る、御用金が濟んだと云ては掛與力同心へ禮銀を持參する、其他火事にせよ、變死人にせよ、總て臨時の事件があれば大抵皆掛與力及同心へ禮銀を出す風で、年八二回に貰ふ常式の附屆の外、臨時

與力の權威

の收入も夥しい、勿論役付によつて收入額に異同はあるが、併し是等は先づ正式の收入といふべきである、若し彼等が權威を恃んで私曲を弄さうとすれば幾許でも出來る、東西の町奉行は交替するが、彼等は居附である、新任の町奉行は餘程の英才にあらざる限り、故參の與力が右といへば右、左といへば左を向かねばならず、町奉行の公用人の如きは町奉行一己の家人で、主人と進退を共にすべき筈であるが、甲奉行轉任の後は新に赴任して來た乙奉行に仕へ、乙奉行轉任の後は更に新に來た丙奉行に仕へるといふ風で、實際またさういふ公用人が無ければ公務を勤め兼ねたといふ。町奉行一己の家臣なる公用人すら右の如き有樣故、配下とはいへ地付の與力の權威は大したものである、況んや天滿組六十騎の與力百八の同心は、大阪唯一の武士

城代定番加番大番

藏役人

階級として市民の眼に映ずる一團である故、市民は御無理御尤として其意を迎へるに汲々たるものであつた、大阪城の守備としては城代・定番・加番、是等は小いながら大名であつて、銘々若干の家來を有して居るのみならず、定番には配下の與力同心あり、大番と稱して毎年江戸から來る旗本もあるが、其職務とする所は皆大阪城の警衞であつて、三郷市民と毫も關係は無い、城中の輕輩が無錢で芝居小見世物を見物し、木戸番と悶着を引起したり、俗にもう六といふ仲間小者の類が緡(サシ)を町家に押賣したりする位で、武士と町人との關係は無い、又藏屋敷には留守居を始として役人がそれ〴〵居るが、之は自國の物產を藏物(クラモノ)として賣捌き、又それを抵當として出入町人より金を借出すのが職務で、要するに武士の町人である、用談と稱しては出入町人

四ヶ所

を招いたり、出入町人に招かれたりして、馴染の茶屋で酒を飮み、其間に貸借の相談を爲るのであるから、一般市民とは何等の關係も無い、されば下は掏摸白ゆもじの取締より上は社寺・土木・觸書發布に至るまで、各方面に涉つて實權を掌握した與力同心の威權は驚くべきもので、從つて與力同心の出役に伴ふ四ヶ所の者共も、虎の威を假る狐の如く、黠しげなる眼を以て非違を發いた、四ヶ所といふは天滿・天王寺・鳶田(トビタ)・千日前以上四ヶ所に住する一種の部落で、略して四ヶともいひ、傳說には關ヶ原役に德川方に打敗けた諸侯の家臣であるといふが正確とは思へぬ、頭分を長吏(チヤウリ)といひ、其下に小頭若者(コガシラワカモノ)等があつて、與力同心の手先を勤め、一方にはまた銘々受持の町内があつて、其町中に冠婚喪祭等があれば、それに乘じて金錢酒食を强請する非人乞食

弓削新右衛門

の類を追拂ふ役をする、明治維新に爲つてから長吏を一時非人年寄と改稱したのも之が爲で、而して非人追拂の報酬としては毎年々末に四ケ所から町中に印刷物を廻して金錢を集める、その板木は四ケ所から一部分づゝ持寄つて漸く一枚の完全なる板木となるので、節季候・鳥追・大黑舞といふ名義の下に、町中の家持から心附を得るのである、四ケ所を使役するは掏摸盜賊の類を檢擧するには都合がよいが、飜つて考ふれば是等の惡漢と狎れ易い位置に居る者共であるし、又町家に對しては隨分強持の方であつたらしい、西組與力弓削新右衛門は文化十年の役人鑑に地方役とあるからには與力中の故老で、之と相通じて惡事を働いた四ケ所は天滿の作兵衛、鳶田の久右衛門、千日の吉五郎、それに新右衛門の妾の親なる新町の妓樓八百新も加つてゐる、

其惡事の逐一は今明白では無いが、要するに權威を恃んで賄賂を誅求したに相違なく、一件落着後贓金三千兩を取上げて貧民に施したといへば、大抵驕暴の度も推測し得らるゝに、町奉行乃至同僚等は知りつゝ手を下すことが出來なかつたらしい、山陽が大鹽子起の尾張に適くを送る序（附錄七）に、町奉行の姑息と與力の跋扈とを述べて、「尹必之を知る、而も主客勢懸てゝ苟媮傍觀し、吏良ありと雖も、衆寡敵せずして浮沈容を取る而已」とあるのは能く事情を悉してゐる、新右衛門は高井山城守の組下では無いが、山城守は見るに見兼ねて糾察方を平八郎に托した、「子起の始め密命を受くるや、自ら度るに事濟らば國を補ひ、濟らずんば家を破らん、家に一妾あり之を出して累無からしめ、然して後籌を運し策を決し、親信を指顧し、發摘意外に出で、其

裏や不敏と雖も請ふ之に序せん」と言つたとあるばかりで、其餘の批評は未だ聞見に入らないのみならず、本書其ものも今日に於ては傳本が甚だ少い、恐くは出版當時僅少の部數を刷つたに終つたのであらう。

洗心洞劄記二冊は實に中齋畢生の大作である、「余が劄記は僭に河東の讀書錄、寧陵の呻唫語、及寒松堂の庸言等に倣ひ、目の觸るゝ所、心の得る所有る毎に、之を筆して以て自ら警め、又以て子弟の憤悱を助發するのみ」とあるは、畢竟謙遜の辭に過ぎず、彼が本書一部を伊勢朝熊嶽の絕頂に燔かうとしたは、天照大神に告げん爲である、本書及附錄一冊を佐藤一齋齋藤拙堂等數十氏に寄贈したのは、自說の可否を諮ふ爲である、富士山の石室に一本を藏めたは後の學者を俟つ爲である、一生の心血半

は注いで此書に在りと言ふも決して空言で無い、但し平八郎は山田の御師で近代の國學者たる足代權太夫弘訓から宮崎文庫林崎文庫の奉納書籍の話を聞き、朝熊山上に燔くことを罷め、是歲秋七月富士登山の歸路伊勢に到り、兩文庫に劄記各一部を納め、之を緣故として引續き朱子文集・古本大學・及傳習錄を兩文庫へ、陸象山全集を宮崎文庫へ、王陽明文抄を林崎文庫へ奉納することゝなつた、劄記は其書名の如く劄記日錄で、下卷の末に董子已下諸賢の說を擧げ、按語を加へ辯說を添へて斯學の源流傳來を明にした所は、稍安排布置の體を備へてゐる、要するに編章を設け首尾を整へたる著述では無いが、中齋の學說を知るには本書を以て最も適當なものとする、本書の版木は天保六年夏書林の手に引渡され、其時出版の分には卷頭の自述の次に、

之を先生と稱してゐる、附錄に擧げた平八郎の消息五通は勸兵衞の子孫たる鐐太郎氏の所有で、內三通(附錄(一二)(一三))は近藤守重通稱重藏の子息を柴田方に寄宿せしめやうとして周旋して居るものらしい。

近藤守重　中齋と守重と如何なる手蔓にて相交るに至つたかは不明だ、守重が大阪弓奉行職中、中齋が或日訪問に赴いた處、待てども待てども主人が出て來ぬのに立腹し、床間にある百目銃を取つて發砲したとか、主人が進めた鼈の頭を小柄にて切り、血を啜りながら痛飲したとかいふやうな話は信用し難い、守重が弓奉行となつたは文政二年即ち中齋廿七歲の時で、免職となつたは同四年三月である、初對面の人の座敷で無暗に鐵砲を放つなどゝは全然狂人の所爲である、鼈の生血を啜つたとい

ふ話は、或は東湖隨筆にある中齋對矢部駿州の逸話から脫化したものかも知れぬ。

矢部駿河守　名は定謙(サダカタ)。天保四年七月より同七年九月まで西町奉行を勤め、在職中淀川の浚渫(浚渫の土砂を積みしもの即ち天保山なり)火刑の改正等を行ひ、名奉行の美名を殘した人で、予は在職中度々隱居の平八郎を招寄せて密事を談じ、又自己の過失をも聞き、少からざる益を得た、或日會食をした時、平八郎忠憤の餘我を忘れて金頭(カナガシラ)といふ魚を、頭から尾までワリ〳〵と嚙碎いたことがある、それを見て用人某が、彼は狂人である、ゆめ〳〵お近附あるなと諫めたが、予は汝等の知る所にあらずと斥けて始終交を全うした、と東湖隨筆にある、吉見九郎右衞門の吟味書中に、「先役の奉行ゑ編集の書籍差出、右挨拶として衣類等貰請、又〻

白井孝右衞門

▲白井履　字は尙賢、松浦誠之と共に中齋の江州行に從ひ、湖上で散々な目にあつた人で、これは恐くは守口町に百姓兼質屋渡世をしてゐる白井彥右衞門の父孝右衞門（町奉行所最初の口書には幸右衞門とあり）の事であらう、孝右衞門は文政八年三十七歲にて入門し、大鹽邸勝手向不都合の節は金銀の融通をなし、其子彥右衞門も亦幼年の時には洗心洞塾に寄宿して居つたが、鬱症にかゝり讀書も出來かねて退塾した。

白井彥右衞門

橋本忠兵衞

▲橋本貞　字は含章、これは恐くは般若寺村庄屋橋本忠兵衞の事であらう、忠兵衞は高五十石の田畑を所持してゐたといへば隨分の大百姓で、平八郎の妾ゆうの假親、格之助の妻みねの實父で、孝右衞門同樣金銀の融通をも爲した。

松本乾知

松本乾知　字は道濟、細字に巧な人と見え、劄記上卷の或問・

空虛聚語の序語附載・並に孝經彙註の序は此人の筆である、松浦誠之但馬守約と共に劄記を點校し、尙天保六年版の同書には跋を書いてゐる。

松浦誠之

松浦誠之　字は千之、刮目及劄記校訂者の一人で、天保六年版」の劄記には誠之の跋あり、文中師門に親炙すると凡そ十年といへば、門人中可成の古顏で、答人論學書略には答」大鹽尙志・松浦誠之・但馬守約・湯川幹問」の一篇がある、大鹽一黨の裁許書中無罪の部に東組同心松浦光三郎の名が見えるが、恐くは誠之同人か、又はその親戚であらう。

但馬守約

但馬守約　字は直養、劄記點校者の一人であるのみならず、劄記の版下は守約の筆に成つたものだ。

湯川幹

湯川幹　字は用譽、大學刮目訓點者の一人で、天保六年版の

荻野四郎助
庄司義左衛門
近藤梶五郎
平山助次郎
吉見九郎右衛門

奉行所にて斬らる、年十八。

荻野四郎助　東組與力荻野勘左衛門悴。

庄司義左衛門　東組同心、元來は河州丹北郡東瓜破村百姓助右衛門の子にて、文政四年攝州住吉郡堀村百姓久右衛門事茂左衛門の養子となり、同人實家といふ名義の下に、同年九月再び東組同心庄司百歲の養子と爲つた者である、文政七年廿七歲の時平八郎槍術の門人となり、天保二年より讀書を受く。

近藤梶五郎　東組同心近藤鍋五郎の子、擧兵當時四十歲計。

平山助次郎　東組同心、文政三年十五歲にて見習勤となり、翌年平八郎方へ入門し、天保七年町目附に進む。

吉見九郎右衛門　東組同心、本姓林氏にて同じく東組同心の家柄なり、文政十一年三十八歲にて入門。

吉見英太郎
河合郷左衛門
河合八十次郎
竹上萬太郎
大井正一郎

吉見英太郎　九郎右衛門悴、天保二年三月十歲にて入門寄宿。

河合郷左衛門　東組同心、河合善太夫の子にて見習勤中、天保八年正月廿七日三男謹之助を連れ出奔。

河合八十次郎　郷左衛門悴、天保二年十二歲にて入門寄宿。

竹上萬太郎　弓奉行上田五兵衛組同心、文化二年十七歲の時、兄熊三郎病氣につき其養子となつて職を繼ぎ、擧兵當時は同心小頭を勤む、幼少より平八郎と懇意にて、文化十一年の頃入門、守口町白井孝右衛門の緣者であつた。

大井正一郎　一に釖一郎とあり、玉造口與力大井傳次兵衛悴、天保六年三月廿一歲にて入門寄宿、幼年より有名の亂暴者で兩親親族の意見を聽かず、見るに見兼ねて之を大鹽塾に入れしめたは坂本鉉之助の周旋であつたが、生來の無法は一朝一夕に癒

米倉倬次郎
白井儀次郎

らず、七年二月實家より歸塾の途中亂醉し、刀を拔いて人を傷けたことがある、平八郎の命で宇津木矩之允を殺したも此男で、彼が入塾の始末及擧兵前に傳次兵衞より久離願の出てゐたものとして、大井家を無事に存した顚末等は、咬菜秘記に委しく出てをる。

米倉倬次郎　玉造口與力、嘗て洗心洞へ入塾した爲、擧兵の日天滿の失火とのみ思ひ、火事見舞として大鹽邸へ赴いたことが咬菜秘記にある。

白井儀次郎　河州澁河郡衣摺村百姓市太郎弟にて、白井彥右衞門の從弟に當る、天保元年入塾、同七年二月病氣につき退塾、彥右衞門方へ引取らる、天保六年版の劄記卷頭の後自述の末に門人白井爲本謹書とあるが、爲本は即ち儀次郎のことであらう。

深尾才次郎
茨田郡次
高橋九右衞門
柏岡源右衞門
柏岡傳七
西村利三郎
上田孝太郎

深尾才次郎　河州交野郡尊延寺村百姓次兵衞弟、白井孝右衞門の緣者といふ。

茨田郡次　一本に氏を松田名を軍次ともある。河州茨田郡門眞三番村百姓、天保元年白井孝右衞門の紹介にて入門。

高橋九右衞門　同村百姓、白井孝右衞門の世話にて天保五年頃より大鹽邸の勝手向の世話をしてゐた。

柏岡源右衞門　攝州東成郡般若寺村年寄、同村橋本忠兵衞の紹介にて天保五年入門。

柏岡傳七　般若寺村百姓代、前書源右衞門と同樣の手續にて天保四年入門。

西村利三郎　河州志紀郡弓削村百姓、一名七右衞門。

上田孝太郎　攝州東成郡澤上江（カスガエ）村百姓與一右衞門悴、文政十

し更に過分の用金を申渡す、それが爲下民の怨氣天に通じ、色色様々の天災となれども、上役人は一向心付かず、我等草の陰より常々小前百姓の難儀を察し悲めども、湯武の勢孔孟の德なければ空しく蟄居し、如何とも致し難き處、此節米價彌增に高直となり、下民の難儀一方ならざるに、大阪町奉行諸役人共の政道正しからず、江戸へは廻米を爲しながら京都へは之を差止め、剩へ五升壹斗の米を小買せんとて下阪する者を捕縛する、元來當地の富商豪家は大名へ金銀を貸付け、家老用人格となり、利足の外に莫大の扶持米を取り、又は自分の田畑新田等を夥しく所有せる者なるに、彼等を促して金銀米錢を施與せしむることを爲さず、徒に堂島の米相場計を苛(イビ)り、彼等は此難澁の時節にも拘らず、美服を飾り、酒食に飽き、女色に耽り、藏屋敷役

人共と揚屋茶屋にて宴樂を擅にしてゐる、之を見ては蟄居の我等最早堪忍成り難し、湯武の勢孔孟の德はなけれども、天下の爲に血族の禍を犯し、同志を驅集め、祿盗人同然の諸役人を誅伐し、引續いて驕奢の町人共を誅伐し、彼等の貯へたる金銀米錢を分散致すにより、攝河泉播の小前百姓及田畑を所持するも家内多勢にて衣食に窮せる者共は、大阪市中に騷動起ると聞かば、早速馳付けよ。我等が所業は本朝にては平將門明智光秀、漢土にては劉裕朱全忠の如く、天下國家を奪はんとする慾念より出でたるにあらず、湯武・漢高祖・明太祖が民を吊ひ君を誅し、天討を行ひたる誠心に同じ、若し疑念を抱かば眼を開いて我等の所業の終る所を見よ、といふのである。

文政の末から天保に亘り、天屢ゝ此土に災を下したは檄文にあ

る通だ、即ち文政十一年には九州に大水があるし、天保元年・三年・四年・及七年は風雨時を得ずして諸國凶作となり、四年・七年は殊に激しかつた、天災の降下を以て上役人の不德を戒めるものとするのは、古い支那流の考で、其當否は辯ずるまでも無いが、

內諾　賄賂

奥向女中の因緣又は賄賂によつて重職に經上つた實例は、之を擧ぐるに困難を感ぜぬ、春日局桂昌院の如きは隨分表向の政治にも嘴を出し、田沼意次の執政時代には體能くいへば進物、一皮剝けば賄賂の取遣は盛に行れた、元祿以來惡貨幣の鑄造は地金の不足物價の騰貴等に伴へる止むを得ざる理由はあつたとしても、其間關係有司が私腹を肥したは疑ふべからざる事實である、

用金

又用金令は大阪では寶暦十一年が第一回で、天明五年・文化七年同十年にもあつた、之は或意味に於ては今日の公債募集と

同じく、一定の利子と一定の償還期限とを示し、町奉行所から指名して募集に應ぜしむる、其金額及上納期限は或は之を指定することもあれば、或は隨意に申出でしむることもあつて一樣でなく、又大抵用金の使途をも說明して居る、多くは米價釣上の爲、右用金を以て買米を行はんとするのであつて、直に幕府財政の缺乏を補はんとする天保以後の用金とは、大に趣を異にしてゐた、從つて享保十六年・延享元年・寶暦十二年・文化七年等を以て下されたる買米令も亦一種の用金令に外ならぬ、而して是等の場合には、割當てられたる用金額買米額の減少を歎願し、上納又は買入期限の猶豫を哀訴するのが常例で、三郷惣年寄中に御用金又は御買米御用掛なる者が出來、之が官民間周旋の任に當り、町奉行所と受命者との間に數回の押問答があつた後始

米價引下策

めて極る、それ故下命當初に比して多少の減額はあるが、巨額の正金銀を市場より引去る爲、世上一般金融逼迫となり、普請・修繕・物見遊山、總じて金錢の費ゆることは一切中止となり、不景氣の聲のみ高くなる、之と反對に騰貴せる米價を引下ぐる爲に幕府の施す政策は、賣買米の潤澤を計るを主眼とし、其方法としては、第一買占圍持等人爲的の手段を以て米價を釣上げんとする奸商共を取締ること、第二大阪三郷より他所に輸出する米高に制限を附するか、或は全く輸出を禁止すること、第三酒造用に供する米高を制限すること、第四諸侯に促して大阪廻米額を增加せしむること等を行ひ、而して一方には難波川崎の官庫を開き、島町將棊島の籾藏より官民合同にて蓄積したる圍籾を引出すを許し、又富商豪家の慈善心に訴へて焦眉の急に應ず

るのであつた。

天保四年の飢饉

天保四年秋から翌五年へ懸けての米價は最高二百目に上り、市民は大根飯・豆飯・芋飯の類を喰ひ、糧米焚方傳救民安逸傳といつたやうな、廉價で口腹を充す法を書いた小册子は續々として出版せられ、質屋は流質のみ多く、而も古着の賣先全く止りたる爲、廢業する位であつた、當時西町奉行矢部駿河守定謙東町奉行戶塚備前守忠榮兩人力を合せて前揭の諸手段を講じ、平野屋五兵衞・鴻池屋善右衞門・加島屋久右衞門等亦莫大の金米を寄捨し、幸に難場を凌いで五年秋の豐作を迎へるに至つた、「やべうれし、駿河の富士の、山よりも、名は高うなる、米は安うなる」との落首は、能く市民感謝の念を表してゐる、

天保七年の飢饉

然るに七年夏大雨屢〻下りしため本年の米作不凶との見込立ち、米價は六月下旬に旣

輸出米額及酒造額の制限

に百目臺を拔き、日を追うて騰貴して來た、町奉行所からは堂島市場に令を下し、糴買又は買占圍持によつて騰貴の勢を助長してはならぬ、買占圍持は禁ずるけれど、藏米の入札を躊躇して廻米を他所に入津せしめてはならぬ、搗米屋は必ず小賣相場を差札(サシフダ)に明記し、不當の利益を貪つてはならぬと、五月蠅い程に申達しても、新穀入津期に至り、廻米額は例年に比して遙に劣り、素人と言はず黑人と言はず、申合したやうに買占にかゝるので、米價は愈ゝ騰貴し、十一月には百五拾目を超え、年末には小賣相場白米一升二百文・白麥百五拾二文・大豆百二拾四文・酒一升二百八拾文・油一升五百八拾文となり、人々相會へば談話は必ず食物の事であつたといふ。

右の如き米價騰貴故、町奉行は他所輸出米に制限を加へ、毎日

江戸廻米

の輸出米額を堺五拾石乃至六拾石・伏見四拾石・京都五百貳拾石に限り、毎月の輸出米額を天王寺(南北平野町を含む)貳百八拾石・難波村八拾石・木津村四拾石・今宮村貳拾石・勝間(コツマ)村九拾石・穢多村百五拾石・住吉(安立町新家を含む)六拾石・八尾貳拾石・平野百五拾石に限り、又酒造額を株石高の六分一とした、之を天保四五年に比するに、酒造額の制限は同一であるが、輸出米額の制限は一層嚴しく、一箇所に就き拾石乃至數拾石の減額であるので、京伏見は申すに及ばず三郷接續町村の人民に至るまで、いづれも飯米に差支へ、內密で五升一斗の米を大阪へ買に來る、それを町奉行所で捕縛したから、平八郎は痛く憤慨し、「言語道斷」の仕業と罵つてゐる、輸出米の制限も酒造額の制限も、詮ずる所大阪在米の潤澤を計る手段であるから宜いとしても、此際跡部山城守が江戸廻米に盡力

した一條は看過すべからざるものがある、凶年に際して在米の缺乏するのは大阪のみでなく、江戸も其通で、既に天保四年の冬には、大阪廻米額中三分を江戸に送り、殘七分を大阪にて賣拂へといふ幕命があつたが、翌春町奉行所から諸家藏屋敷に達した書面によると、三歩通江戸廻米令は強いて之に拘泥せざるも可なる旨、幕府より内命あつたれば、藏米は申すまでもなく、領内百姓町人の所有米と雖も、餘分の石高は大阪に廻送ありたしといひ、諸家も亦其誠意を領し、七月二十日以後約七十日間に於て、加州及外二十五藩の大阪廻米額、合計五萬三千五百貳拾八石九斗餘と三千八百拾俵に及んだとある、幕府が三歩通江戸廻米令を内々撤回したのは、果して矢部駿河守戸塚肥前守の建言によるか、史料に乏しくして明確なる解釋を與ふることは

賑恤

出來ぬが、多分は其樣な次第であつたらう、然るに天保七年幕府より江戸廻米の命あるや、跡部山城守一議に及ばず旨を承り、密に之を與力内山彥次郎に命じ、彥次郎は兵庫に赴き、同地の豪商北風莊右衞門と計り、種々勸辨差略を以て買上米を爲し、米柄見分の上直に江戸に廻送した、と同人自筆の勤功書にある、一方には五升一斗の小買に來阪する者共を用捨なく捕縛しながら、一方には大阪附近で買上米を爲すとは甚しき矛盾で、町奉行に誠意なければ藏屋敷役人も亦自ら誠意を闕き、大阪以外に藏米を陸揚して賣捌いたらしく、西宮以西俗に灘目(ナダメ)といふ地方では、實際米問屋類似の業を營んだ者があつたといふことだ。

官民の賑恤も數回行れたが、前回の飢饉の時の樣な勢は無かつた、前回には三郷園籾の中を以て極貧者毎戸に白米壹升と錢百

火藥製造

郎は連判狀には無關係であつた、併し格之助や志摩は親子血族の間柄故、早くから此企に與つたに相違なく、恐くは格之助は第一番の賛成者であつたらう。

玉造口同心藤重良左衛門の亡父孫三郎は中嶋流の砲術家で、良左衛門と格之助とは相弟子である。其緣によつて平八郎は良左衛門父子を我邸に招き、門人中有志の者に砲術を學ばせたが、翌春は堺七堂ヶ濱にて丁打を試むるにつき手傳致せと命じ、九月中より濟之助・淵次郎・良左衛門・梶五郎・鄕左衛門、又塾生にては八十次郎・英太郎、いづれも火藥・棒火矢・炮碌玉等の製造に着手し、仕法に秘密ありと唱へ、製造場に宛てたる平八郎の隱居所・格之助の居間附近・又は庭先は、充分戸締をして一切人出入を禁じた、焔硝や鉛の原料の買入方は庄司義左衛門の役目で、彼は丁打修

作兵衛

行の爲だとか、他人に頼まれたとか、何とか口實を作り、十月から翌年正月へかけ、南本町二丁目高上基兵衛方にて、白焔硝五十五斤・薩摩硫黄八斤半・樟腦壹貫目・又同三斤・灰五百目・鉛三貫目・鷄目硫黄八斤・鷹目硫黄三斤・合藥五斤・松脂三斤を、代銀三百九拾五匁にて追々に買調へ、又放火投火等に用ふる葭の買入方を命ぜられ、之は自宅の垣根の普請に用ふる積で買調へた分を大鹽邸に持參し、指圖の如く二尺計に切分けた、火矢に用ふる棒は正月某日平八郎から天滿北木幡町の大工作兵衛に誂へ、寸法恰好につき特別の注文があるから當方へ來て細工をして呉れよといひ、作兵衛に於ても承知の上大鹽邸へ赴き、日夜勉强して削立てたは、松又は樫にて長さ六尺太さ尺徑二寸計の棒二拾本、長三尺太さ同樣の棒十本であつたが、其後兩方とも貳尺四五寸

C. 13. A.
D.

大砲

に挽切らせた、作兵衞は仕事が忙しいので多分は大鹽邸に寢泊し、二月十八日の晩も同邸に泊つたので、翌日は否應言はさず暴動の仲間へ引入れられた。

孝右衞門の居宅の土藏際に松の大木があつたが、餘に枝葉が繁茂し、風雨の時却て土藏の痛となるので、去る七月中に伐採し、平八郎の所望に任せて讓渡した所、平八郎はそれにて木砲を作り、來春丁打用にするといつて九月某日孝右衞門に見せたとある、また平八郎が高槻藩士柘植牛兵衞の許にある百目筒を懇望し、所持の刀壹腰及唐畫一幅と交換して貰つたは十一月で、其前後に瀨田濟之助は同組與力由比萬之助の父彥之進及堺櫻町の鐵砲鍛冶芝辻長左衞門から百目筒各一挺を借出したが、其計略は中々巧である、或日濟之助は彥之進の所へ來て、所藏の百目

筒破損不用となつたるにつき、御秘藏の分を借用し、それを見本として新に調製致したいとある養父藤四郎自筆の手紙を出し、尙口上を以て其旨を演說した、藤四郎は彥之進の亡父助太夫の砲術の門人である、彥之進は藤四郎近來長病に伏しながら病中と雖も武を忘れず、感服の至と一も二もなく貸遣したが、幾日經過つても返却せぬ、催促すれば、鐵砲鍛冶の方へ雛形として廻して御座るから、濟次第御返却とのみの挨拶で釣られて居つた、又濟之助が芝辻長左衞門方へ往つての言葉は、今度新規に百目筒を張立てるにつき、古筒あらば見せてくれよとあるので、長左衞門も浮として手近の一挺を貸した、之は十一月のことで、其後注文もなければ返してもくれず、催促すれば翌春誂へると の返事、其處で長左衞門は正月廿日頃出阪して、濟之助方へ注

車臺

文を取りに往つた位であつたが、其時も甘く言紛かされて歸つた、かくて此二挺は騷亂當日に用ゐられ、亂後彥之進長左衛門は町奉行所の吟味を受け、幸に無罪とはなつたが、大砲は沒收されて仕舞つた、大砲の車臺は河合郷左衛門吉見九郎右衛門兩人にて、河州から依賴を受けた石材運送用の車であると僞り、幅貳尺長さ三尺のもの壹挺、幅壹尺八寸長さ四尺のもの二挺を、天滿今井町の樫木職尼崎屋仁兵衛・同所南森町尼崎屋仁右衛門・同所北森町鍵屋彌兵衛に注文し、臺車三挺眞木とも、都合代銀三百拾三匁三分銀三貫文にて誂へたは十二月のことで、間もなく出來し、滯なく代銀を支拂つた、但し町奉行所の調査によると、賊徒が亂暴場所へ捨置いた鐵砲は、百目筒三挺巢口四寸計の木筒貳挺、都合五挺で其內四挺は車臺を有し、其臺へ一挺は宮脇

次右衛門

志摩守・大井正一郎・白井孝右衛門・橋本忠兵衛、一挺は瀨田濟之助・平山助次郎・柏岡源右衛門、一挺は大鹽格之助・庄司義左衛門・茨田郡次・額田善右衛門、一挺は近藤梶五郎・竹上萬太郎・高橋九右衛門と、平八郎の自筆で認めてあつたといふ、郷左衛門九郎右衛門の誂へたは三挺で、差引一挺は何樣して準備せられたか解らぬ、又賊徒が淡路町に放棄した二挺の外に、三四貫目玉の木筒一挺が、破損のまゝ大鹽邸に轉つてゐたといふから、木筒は都合三挺で、其一二は或は孝右衛門の家の松材で作つたものかも知れぬ、又平八郎は江ノ子島東町の次右衛門なる者を欺き、在方から賴まれた伏樋と稱し、鐵砲臺に用ふる伏樋類似品を作らしめ、其他にも注文の品があるといつて自邸に引止め、擧兵の日強いて列中に加へたが、彼は隙を窺ひ逃亡した、斯樣に當

た、本屋會所にての施行は之にて終つたが、引續き擧兵の日に至るまで、平八郎は或は天滿の自邸に於て手ら金錢を惠み、或は門人に托して之を施し、其都度若し天滿方面に出火があつたら必ず駈付けくれよと傳へた。

壹萬人に金壹朱宛の施行は莫大の慈悲善根である、併し果して純粹の慈悲心から出たものか大に疑はざるを得無い、若し之が擧兵の決意前であるならば、勿論平八郎の一大美擧として傳へたいが、不幸にして施行の實施せられた二月上旬は、擧兵の計畫着々歩を進め、今や將に爆發せんとする時機である、かゝる場合に臨み窮民に金錢を惠むは、慈悲心の結果と見んより、寧ろ人心收攬の目的に出でたりと考ふるが至當であらう、假に慈悲心に出でたりとせば、其賑恤の範圍は飽迄も平等にあらねば

ならぬ、三郷町々は其町會所より窮民數を書上げしめ、又附近町村は其町村庄屋年寄より書上げしむる等、成るべく公平に行渡る方法を執らねばならぬ、從來の施行が大抵右樣の方法によつたことは、天保四五年の飢饉を見た平八郎の知らぬ筈は無い、然るに彼は今回莫大の賑恤を爲すに當り、普遍平等の法に出でず、門人に托して施行札を配布せしめた故、之を受けた村々は門人の居村か、或は其附近に止つて居る、即ち下に掲ぐる三十三町村中、般若寺村には忠兵衞・源右衞門・傳七、澤上江村には孝太郎、猪飼野村には司馬之助、森小路村には文哉、伊丹植松村には善右衞門、守口町には孝右衞門、門眞三番村には郡次九右衞門、弓削村には才次郎、尊延寺村には利三郎がゐる、而も彼等は施行金を渡す時、天滿に火事あらば必ず大鹽先生の許へ駈

付けよと申渡し、擧兵の日村民共を促して天滿に赴いたのもあり、赴かうとして途に潰散したのもある、賑恤の時機といひ、其範圍の不平等といひ、天滿駈付の傳言といひ、又其結果といひ、いづれも今回の施行を以て人心收攬人夫募集の方便に出づるものと信ぜしむるに足るではないか。

施行を受けし町村

攝津東成郡　般若寺村　善源寺村　澤上江村　下辻村　内代(ウチダイ)村
馬場村　闕目村　猪飼野村　今市村　千林(センバヤシ)村　中野村　友淵村
江野村　別所村　中村　蒲生村　南島村　上辻村　森小路村
同　川邊郡　伊丹町　伊丹植松村
河内茨田郡　北寺方村　守口町　門眞三番村　稗島村　世木村
池田下村　池田中村　池田川村　北島村
同　志紀郡　弓削村

同　澁川郡　衣摺村
同　交野郡　尊延寺村

騷亂には群集を要する、群集の中には主謀者の眞意を解する者も解せぬ者もあらうが、それは差支無い、彼等は潮流に從ひ群を爲して泳ぐ魚屬のやうなもので、魚一尾づゝを離して隨意の行動を取らしめたなら、或は右せんとし、或は左せんとするもあるが、一團となつては潮流のまに〳〵同一方針に進む計である、檄文には攝·河·泉·播四國の小前百姓及田畠を所持するも生計困難なる百姓輩、大阪に騷動起ると聞かば早速駈集るべく、其中にて器量才力ある者は夫々取立て、不道の者共を征伐する軍役にも遣ひ申すべしとあるが、更に切實なる手段として平八郎並に其黨員は施行金を渡すに臨み、天滿に火事あらば必ず駈付

穢多

けよと命じたのである、されば平八郎の事を發するに方り、般若寺村百姓及穢多百餘人は卯兵衞の催促に應じ、尊延寺村百姓數十名は才次郎自ら之を卒ゐ、猪飼野村守口町百姓百數十名は司馬之助孝右衞門の約に從ひ、其他澤上江村・友淵村・稗島村・植松村・北島村・弓削村等、平八郎より施行金を請けし諸村の百姓共は、多人數天滿に駈付け、若しくは駈付けんとしたのである、卯兵衞は般若寺村の日雇稼で、忠兵衞の口入により二月上旬から大鹽邸に寢泊して居つた、之は邸內の溜池を埋めると號して雇入れた人夫の一人であるが、實は軍役に使用する目的で。彼等四十餘名は當日平八郎に一喝せられ、唯々として其命に從つた。平八郎が平素懷柔した渡邊村の穢多は、些細の手違から暴擧に加らず、又般若寺村及茨生村の穢多は途中から逃歸つた、同じ

く人を殺すのでも穢多の殺方は殘酷で．横死者を檢視すれば加害者が常人か穢多か、直に見當がつくといふ位なれば、大鹽一黨の亂暴に穢多が加らなんだことは、町奉行所側から見れば大なる幸であつた、坂本鉉之助が平八郎から有事の日に穢多を使はうといふ說を聞き、中々大器量ある人、鉉之助等の及ぶ所にあらずと感服したは、文政四年平八郎廿九歲の時で、其話は次の如くである、或日兩人出會の折。平八郎の言ふには、貴兄は御城附の與力にて武役一方、僕は町與力にて獄吏なれども。何事ぞと申す節は貴兄方は勿論僕等迚、御城を警衞し、西三十三ケ國を押へるより外は之無く、貴兄の御頭は萬石以上の諸侯にて、相應の御家臣もあるべきが、僕等が頭は三百石五百石の小身にて、譜代の家來とてはなく、勤役中だけ公務に慣れたる者

賀守で、大阪には二月二日を以て到着した、新町奉行が着任すると、同勤の町奉行と共に、三回に分つて市中を巡見する例で、初度は北組・二度目は南組・三度目は天滿組、天滿組では堂島の米市場・天滿の青物市場・天滿天神社・惣會所等を巡見し、最後に與力町に廻り、迎方與力の邸に休息する、迎方といふのは江戸で町奉行の新任があると、直樣其組與力同心の總代として、與力一名同心二名が江戸へ往つて祝詞を述べ、又奉行在職中は何呉となく手許の用を勤め、別して奉行とは親しくなる、此時の迎方與力を朝岡助之丞といひ、其屋敷は平八郎の向側で、愈々天滿組巡見は二月十九日、朝岡方で休息するのは申刻と定つた、此機に乘じて不意に起り、兩町奉行を大砲にて討止め、引續いて市中に火を放たうといふのが大鹽方の計略で、それから兩町奉

行所から一黨捕縛の爲に出て來る人數を喰止め、彼等の意氣組を挫かんが爲に、町奉行所附近に放火の手筈を定め、平八郎は兼て之を孝右衞門及其甥儀次郎に命じた、二月三日孝右衞門は兼て知合の貸座敷渡世豐後町龜屋金兵衞方に赴き、忰彥右衞門病氣につき、出養生の爲一室を借りたいと申入れ、金兵衞方は折惡敷普請中とて謝絕せられたが、同人の口入により、同業松江町龜屋新次郞居宅裏手の同人貸座敷をば、借主を金兵衞の名義とし、一月金壹兩にて借受くる約束を結んだ、儀次郞は此時まだ一味に荷擔して居らない、十五日に及び彼は孝右衞門より委細を打明けられ、餘儀なく同意し、孝右衞門同道にて金兵衞方に赴き、孝右衞門から此者は近々彥右衞門を引移らせるにより、掃除の爲連來りたる下人なりと挨拶し、金兵衞より新次郞へ取

で益〻平八郎が怖しく、さりとて退塾は勿論宿元へ歸ることも出來ず、又宿元からの使にも容易に會はれず、用事で外出したを幸に、英太郎は我家へ立寄つた所、父から前の如く命ぜられたのである、歸塾後彼は八十次郎と相談し、平八郎の手元から檄文を一枚取隱し、尙も樣子を伺つて居ると、十六日頃から一味の面々が每日參會する、十八日の晚兵庫西出町の長太夫が來て平八郎父子と表の間で面會した時、一同は奥座敷で酒宴をしてゐたが呼込うともせず、長太夫の歸つた後で平八郎父子も奥座敷へ入り、明日は町奉行を討取らう、所々へ放火しやうとの咄が聞えるので、もう猶豫する場合で無いと考へ、早速立退かうとしたが、萬一認められては一大事と、兩名にて先日失踪した鄉左衞門を搜索に行く旨の遺書を殘し、竊取つたる檄文を懷

淵次郎斬らる

中して九郎右衞門方へ駈付けた、其處で九郎右衞門は右檄文に兼て認置いたる訴狀を添へ、時を移さず兩名をして山城守へ出訴せしめやうとしたが、山城守の手許には一味の瀨田濟之助小泉淵次郎が當番をして居る筈故、迂濶に出訴しては折角の本意を達しかねると心付き、支配違なる伊賀守の許へ駈付けしめた、兩名は家老中泉撰司の長屋に於て委細を申述べたる後改めて組同心へお預となり、又暴動の初に出入の男の肩に縋つて曾根崎村へ立退いた九郎右衞門は、翌日伊賀守役所へ呼出され、一應取調の上江戶評定所へ引渡となつた。

伊賀守は家老から兩名出訴の次第を聞き、早速其旨を山城守に通知し、前刻相談の通り平八郎を捕縛しやうといふので、私宅へ下つてゐる與力同心共を招集した、平八郎の謀叛は最早疑ふ

四　悲劇

矩之允殺害に關する傳說

進軍に先ち大鹽邸では一大悲劇が演ぜられた、それは平八郎が門人大井正一郎をして、同門宇津木靖通稱矩之允を殘殺せしめたことである、普通の史料は矩之允を敬治とし、彼は天保五年故郷を出でゝ洗心洞塾へ入門寄宿し、其後長崎に遊び、運拙くも暴擧の前々日、安治川へ着いて、天滿の舊師の許へ歸つた、彼は遂て一味に加入せよと勸められたが、毛頭之を聽入れぬ、聽入れぬのみか其無謀を諫めた、併し一旦言出しては後へ退かぬ平八郎であるから、活して還すことは無い、さりとて徒黨に加れば、主家の名を汚し、忠孝の途に外れる、止むを得ず一命を抛つて平八郎及一味の輩へ理解を加へやうと覺悟し、十八日

疑問

の晩其趣を細々と認め、僕の友藏に持たせて故郷へ遣つた、案の如く平八郎は今更敬治の言葉に從ふ筈はなく、却て正一郎に敬治を殺せと命じたは、丁度敬治が厠に居た時である、其所で正一郎が追取刀で立たうとしたら、イヤ刀では覺束ない、槍にて突留めよと平八郎から注意され、正一郎は今厠から出て手を漑きゐる敬治に對ひ、宇津木氏、先生に一命をたまはれと、槍を扱いて突いてかゝれば。敬治は撻と緣側に座し、自ら肌を寛げ、御存分にと答へて槍を受けたと傳へ、友藏に與へて故郷へ送つたといふ書面を載せてゐる、宛然一場の芝居を見る樣だ。併し此話の中には少からず誤謬がある、第一評定所の吟味書には矩之允とあつて敬治とは無い、劄記附錄抄にも俵二とはあるが敬治とは無い、第二に擧兵の前々日に安治川へ着いたといへ

友藏

良之進

ば、眞に不運の極であるが、評定所の吟味書によると全く違ふ、矩之允が大鹽方に入門寄宿したのは天保五年で、長崎遊學の後七年四月一旦歸國し、同年六月上阪して再び洗心洞塾ェ寄宿し、暴動の當日に殺されたとある、第三に敬治の僕友藏は旅行中永永主人に仕へ、殊に昨年主人病氣の節は厚く看護の勞を執つたと例の遺書中にあるが、評定所の吟味書中絕へて友藏の名を見ず、矩之允の從者としては良之進なる者の名が載つて居る、良之進は長崎西築町の醫師岡田道玄の子で、幼少より學問を好み、天保六年九月十四歲の時會、遊歷に來れる矩之允の弟子となり、其以來常に師と同行した男だ、さすれば友藏と良之進とは異名同人かといふに決して左樣でない、一般の傳說によれば、友藏は十九日に大津の代官石原淸左衞門の手に召捕られ、大阪町奉

行所へ護送となり、廿二日に吟味を受けたとあるのみで、其結末が一向解らぬ、解らぬも道理全く架空に構へた人物で、良之進は師命を守り遺書を携へ、京都を經て廿一日宇津木下總の家來大森權之進の許へ往つたと明白に解つて居る、第四に友藏が所持してゐた敬治の遺書は友藏が架空の人物である如く、これも亦極て怪しいもので、良之進が彥根へ持參した遺書とは全く相違し、似ても似つかぬものである。

良之進は後に名を恒庵と改め、野田笛浦の塾にゐた、其節同門に田中從吾軒といふ人があつた、恒庵から當時の狀況を聞取り、之を名家談叢第拾號及第拾貳號に載せられたが、矩之允殘殺一件については評定所の吟味書と記事が能く合ふ、今兩書を參酌して事件の大綱を述ぶると下の如くである、良之進は矩之允に

隨身して大鹽邸に寄宿して居つたが、暴動の當日朝六ッ半時頃家内の建具を打壞す音に目を醒し、何事かと訝る間もなく、役立たぬ者は討捨てて仕舞へといふ聲に吃驚し、飛起きて矩之允の臥床に近寄り、其旨を告げると、矩之允も承知の體にて聲を潛め、我師は短氣の性分にて平生門人を敎へるにも拔身を振廻すやうな事もあるが、未明からの敎授でもあるまいし、其上昨夜深更面會の節、若し天下に異變起らばいかゞ身を處置するかと問はれた事を考合すと、何樣大事を企て居る如く見ゆるが、昨夜はたゞ不審に心得たるのみで、聢と我師の心底を見極めたとはいへず、今一度と心懸けて居つた所、今朝の騷動、此上は時宜によつては師恩に頓着なく、平八郎を討捨て、拙者も即座に自殺するにつき、兼て京都東本願寺家臣粟津陸奥之助に貸置け

る詩集を受取り、此碑文と共に兄下總の家來大林權之進に渡し呉れよ、碑文中には矩之允が最期の遺腸を認めてあるといつて、即座に美濃紙二枚續に一篇の漢文を認め良之進に手渡した、其大意に、區々たる一包裹の汗血は數十年ならずして衰竭に就く、されば今日忠孝の具たるを併せ得たる我は天下の幸甚人である、噫慷慨難に赴くは易く從容義に就くは難し、明智光秀の宇野某に於ける、將門の六郎公連に於ける、身首を異にするも遂に能く其心を異にせしむる能はず、人世詩本粉本の稱ありといふべしとあつた、良之進は吃驚して尙よく事情を聞糺さうとする中に、矩之允は便所へ立ち、又塾外では大井正一郎と安田圖書との話聲が聞える、先生の御申付により矩之允を殺す、若し逃出すやうなことがあつたら取押へてくれろとの正一郎の聲音だ、

彼は慌てゝ便所へ赴き、右の次第を告げると、承知して居る、最早立退く隙もないが、正一郎を出拔き、今一度平八郎に面會したく、隱れて居る次第、其方は見咎められざるやう立退けと言はれたが、師匠の大事と良之進は猶豫決しかねてゐると、矩之允の爲を思はゞ早々立退き、最前の碑文を權之進に渡しくれよ、然らずば我が潔白の心事も知れ難く、殘念なりと再三の言葉に、漸く氣を取直して塾中に取つて還し、混雜に紛れて裏口から拔出した。正一郎は圖書と相談の上彼を塾外に見張番とし、自分は進んで便所口に待つて居たが一向出て來る氣合の無いので、刀片手に戸を明けながら、先生のお差圖と聲をかけ、立上つて來る矩之允の胸元を刺し、蹌踉く所を斬付け、乘掛つて止を刺し、矩之允を討留めたりと高聲に呼はつた、亂後矩之允の

批判

屍を檢視したら、疵所は百會の後堅に六寸程切疵一ヶ所・臍の上より背へ一寸程突疵一ヶ所・咽喉に貳寸程・左の腕に一寸程突疵二ヶ所であつたといふ、辛うじて裏口から拔出した良之進は正一郎の聲を聞き、師匠の敵其儘に置難しと思へど、遺言の旨も默止し難く、一途に京都へ駈付け。廿日陸奥之助の手許から詩集を受取り、翌廿一日彦根へ赴き、權之進に面會して一部始終を物語り、碑文詩集を渡したといふ。

平八郎は何故矩之允を殺したか、擧兵の當日矩之允一人を殺したとて逃したとて、計畫の成就不成就に差響くことはあるまい、平八郎も是位の事は能く知つて居らう、況んや矩之允は平八郎の愛弟子で經學詩文に秀で、在塾中の會釋も外門人とは違ひ、殊に西國遊學の餞別としては國光とかの拵付の刀を贈つたとい

五　騷亂上

出陣

正一郎が矩之允を討留めたと復命した時には、旣に一黨は旗四半を押立て、今にも出陣せんとする氣色である、正一郎は兼て連判に加盟せる者故、手早く有合の着込を着し、鎗を携へて先登に立つた、一黨は五ッ時頃格之助屋敷の塀を引倒して繰出し、向屋敷の朝岡助之丞宅へ大砲を打込み、大鹽邸に火を放ち、組屋敷の内を所々亂暴して天滿十丁目へ出た、彼等は到る所大砲火矢を打放し炮碌玉を投散し、重立たる面々は拔身の鎗長刀を振廻し、其場に彷徨ひ居る者を、百姓となく町人となく味方に引入れ、不承知ならば斬殺すぞと威し、有合の脇差を渡して荷物を擔がせ、同勢彼是三百人計になつた、其中には隙を見て逃

亡する者も多いが、また進んで何處までも付添ひ來り、呉服屋へ飛込み、衣類を奪取つて着用するもあれば、町家から理不盡に酒や飯を持出し、鱈腹飲食するもあつた、一行は天滿天神社から南に折れて天神橋を渡らうとしたが、南端の橋板は旣に山城守の爲に破壞されてあるので、止むを得ず引返し、身支度を仕直し、猶人數を集め、大川に沿うて西へ下り、橋板を取崩さうとしてゐる町奉行所の人足を追拂つて難波橋を南へ渡り、北濱二丁目に出たのは九ッ時頃であつた。

北船場に入る

大阪では大川以南長堀川以北、東は東横堀川西は西横堀川で限つた地を船場といひ、船場の中でも北船場は金穴で、今橋筋高麗橋筋には、富商豪家軒を並べ甍を列ねて其繁榮を誇つてゐる、之を打潰すのが大鹽黨の目的であるから、片端から炮碌玉を投

込み、火矢鐵砲を打込んで燒立てた、即ち今橋筋では鴻池屋善右衞門・鴻池屋庄兵衞・鴻池屋善五郎等鴻池屋の一黨、天王寺屋五兵衞・平野屋五兵衞等、高麗橋筋では三井呉服店・岩城(イハキ)升屋(マスヤ)等皆此災に罹り、鴻庄の如きは金四萬兩を掠奪されたといふ、併し千兩箱一箇を四貫目とすれバ、四萬兩は百六拾貫目となり、一人や二人で運ばれるものでは無い、如何に混雜の際といへ、何人の眼にも觸れずに三拾四拾の千兩箱を擔いで往けはしまいから、四萬兩紛失一件は覺束ない話であるが、兎に角燒討を被つた家の損害は莫大なものであつたらう、三平の吟味書によると、一黨は今橋高麗橋筋を散々に暴れてから二手に分れ、一手は今橋を渡り、一手は高麗橋を渡り、再び合したとあるが、恐くは難波橋を渡つてから間もなく二手に分れ、今橋筋高麗橋筋を東

東横堀川を渡る

上し、左右に火を放ち、東横堀川を越えて上町に出たのであらう、

然るに討手の蔭さへ見えぬので、兩隊再び合して一となり、東横堀川に沿うて南へ進み、內平野町の米屋平右衞門米屋長兵衞等、米屋の一黨を燒拂つたのである。

陣列

刀劍鑑賞家が新々刀の開祖と嘆賞する水心子正秀の門に、大慶直胤といつて其師をも凌ぐ名工がゐる、之が暴動の始末を詳細に書いて江戶に報じた手紙によると、大鹽隊は三陣に分れ、先陣の大將は大鹽格之助、中陣は大鹽平八郎、後陣は瀨田濟之助で、各隊に配附せられたる黨員の氏名のみならず、大砲の門數・之に伴ふ人夫の員數・面々所持の武器類までを書いてあるが、今其氏名を擧げると、

大鹽平八郎

大井正一郎
大鹽格之助
庄司義左衛門
金助

大鹽平八郎
木八
七助

柏岡傳七
松本隣太夫
上田孝太郎
阿部長助
曾我岩藏
高橋九右衛門
堀井儀三郎
安田圖書
西村利三郎

白井孝右衛門
茨田郡次
杉山三平
深尾才次郎
志村周次
渡邊良左衛門
近藤梶五郎
橋本忠兵衛
柏岡源右衛門

瀬田濟之助

本表の通で、松本隣太夫の申口と略符合する、義左衛門の申口に舊冬平八郎に面會の節、自然異變あらば、門人共を率ゐて一方の防方致したき心組なりとて、先備・中備・後備と三段に門弟を引分けたる列書を見せたとあるから、全員を三段に備へることは豫定の陣立であらう、尙八名について一々檢すると、同人並に正一郎の申口により、兩名が先手にあつたことは確であるが、それと同時ゝ義左衛門が今橋筋で大砲の火口に吹かれ、右の手首其他に負傷し、辛うじて同勢に引添つて進んだことも明白で

定番の應援を請ふ

ある、又中陣の人數中柏岡傳七は、十九日の朝平八郎より居村般若寺村の人夫を引連れまゐれと命せられ、上田孝太郎は檄文配附を命せられ、共に暴動に加らず、又阿部長助は天滿五丁目邊の人、木八七助は大鹽邸の中間とあるが、長助木八の事は明ならず、七助ゝ吉助の間違で、當日病氣のため同じく暴動に與らなかつた、又濟之助の若黨植松周次同人中間淺佶は、勿論最初から主人に從つたのであるが表には見えぬ、本表は斯樣に少々宛の差はあるが、先づ大體に於て正しいものとし、さて此順序によつて何時まで進んだか、殊に全隊が二手に分れてから、何樣な順序で進んだか、それは少しも解らぬ。

東町奉行所では漸く淵次郎を斬倒したが遂に濟之助を逸した、平八郎と耦刺へて死ねと命じた大西與五郎は其儘歸つて來ぬ、

派遣にかゝる者であるが、其中大番組は東西兩組で都合百騎、之に組與力廿騎同心四拾人を加へ、大番頭兩名にて支配し、四加番と同じく毎年八月に交代し、又御目付は毎年九月六日に交代し、其他は交代年月が一向一定して居らぬ、兩定番の配下には地付與力各〻三拾騎同心百人、船手奉行の配下ょは同與力拾騎・同心二拾人・水主五拾人、又各奉行の配下には若干の同心又は手代がある、地附とは土着の意味で、町奉行付與力同心と同じく、表向は御番代を申付らるゝことになつて居るが、其實世襲であつた、兩定番組の與力には同心支配が三名宛・御藏目付・御藏目付加人・欠所・破損・鹽噌・御石・小買物が一名宛あつて、是等の役を勤めぬ與力を平(ヒラ)與力といふ。大鹽亂當時の城代以下重立ちたる面々の氏名・居城・石高・任命年月等は左の如くである。

大阪城守備の職制

兎角する中天滿では大筒小筒の音が烈敷聞え、火は盛に各所より燃上り、兩組から出した捕手の人數ハ到底近寄れぬといつて歸つて來る」、其處で兩町奉行ハ鐵砲奉行石渡彥太夫御手洗伊右衛門に掛合ひ、鐵砲同心を借りて打拂うとしたが、兩鐵砲奉行配下の同心は各〻二十名、合計四十名に過ぎず、充分の兵力といへぬので、玉造口定番遠藤但馬守胤統へ宛てゝ加勢出願に及んだ。

抑も大阪城守備の首將となるべきは城代で、京橋口玉造口兩定番、山里丸・中小屋・青屋口・雁木坂の四加番。並に東西の大番組は各〻一方面の防禦を擔任し。御目付・破損奉行・具足奉行・弓奉行・鐵砲奉行・金奉行・藏奉行等があつて職名の如き役々を勤め。別に川口に船手奉行といつて水軍を掌る奉行がゐる、孰れも幕府の任命

應援の命下る

し、天滿に火事があつたら來てくれよと賴まれて居つたので、今朝出掛けた所、發砲放火の大變を見て吃驚し、翁助方へ逃歸つて話をしたのが發端であつた、併し何人も爲助の話を信用せぬ、信用せぬが何樣只事で無い樣である、萬一御頭但馬守より觸達のあつた節、不在他行とあつては不念につき、一統總出仕の心得でゐるやうにと、鉉之助は爲助三二郎に命じて組中へ告知らしめた、間もなく與力同心一統總出仕との命が下つたので、大御番所に殘つてゐた鶴之丞も爲助三二郎同樣組內を馳廻り、又鉉之助は上屋敷から呼ばれ、公用人畑佐秋之助を以て下の如く申渡された、曰く平八郎亂暴につき、跡部山城守より依賴の筋あり、同心支配一人・與力二人・同心三十人、孰れも鐵砲を携へて東町奉行所へ赴くべく、猶京橋組へも右の旨を通達せるやう

同心小頭二名

にとあつた、勿論彼人に行け此人に行けといふ言葉はないが、鉉之助は遁れぬ所と覺悟し、自分參るべしとお請を致し、立歸つて當番與力脇勝太郎へ右の次第を物語り、手紙を以て京橋組へ申達に及んだ、さて同心三十名は鉉之助及翁助配下より十五名宛を撰び、銘々御預の鐵砲玉藥を持つて土橋に集れと同心小頭に命じ、平與力二名には蒲生熊次郎本多爲助を指名し、鉉之助は自宅へ戻り、火事裝束に草鞋掛といふ身拵で土橋へ往つた、」此時熊次郎並に同心三十人は旣に集合してゐたゞ小頭二名はまだ來ぬ、」樣子を聞くと、先刻兩度まで山城守から催促の使者で、公用人の秋之助は一足お先へ行くといつて出掛けたとのこと。さては遲れたりと覺ゆ、小頭來らば跡より馳付くべしと命じつつ、鉉之助等は御堀端を西へ進み、途中で爲助及山城守より出

したる三度目の使者に出會し、愈〻急いで東町奉行所へ駈付けたが、「秋之助は京橋口へ廻つた爲まだ着かぬ、」西組與力近藤三右衞門東組與力朝岡助之丞交〻應接し、何分先方は大砲を所持してゐる故、當方も大砲を用ふべきか、願くば大砲を御持參ありたしとの口上であつたが、鉉之助等は聞入れぬ、頭但馬守の申付により、手前共三名は十匁の持筒、同心共は三匁五分の御渡筒を持つてまゐつたので、今更大砲と仰せられては、再度歸宅の上支度を致さねばならず、急の間には合ひ兼ねるやに存ずる、鐵砲は地の利次第と申すもの故、先づ場所を拜見いたしたし、矢除の爲土俵入用につき御用意ありたく、土俵これ無くば米俵にても宜しく、一體敵勢は何の位の御見込にや、五六拾にせよ、五六百にせよ、場所さへ宜しくば屹度此人數にて相防ぎ申すべ

東町奉行所の警備

しと言切り、兎に角山城守殿へ御直談仕りたしと迫つた、然し先方の申條を無理に斥けることもいかゞと、鉉之助爲助相談の上、乘馬を借用し、熊次郎をして命を玉造口與力隱居小林專右衞門に申傳へ、鉉之助所持の百目筒をば用意せしめた、」四ッ時鉉之助爲助は山城守に面會し、山城守自身の案内にて書院の庭へ出で、場所を一覽に及んだ所、北手は天滿橋を一面に見下し至極の要害であるが、前面所々に梅樹があつて見通しの邪魔になる故、伐拂ふやうにと再度まで申述べ、又南手島町の方は糒藏との堺に塀があり、塀笠から十四五人も並打が出來るから、此所へは控柱並に松樹へ丸太を結び、其上へ武者走の板を渡せば十分であると申述べたが、混雜する計で一向事が運ばない、仍て鉉之助は引率して來た同心共に命じ、防禦の準備を爲さしめ、

京橋口與力の不覺悟

書院の庭へ立戻つた、山城守が人夫を出して天滿橋を破壞せしめたは大抵此時分である。

京橋組は定番米津丹後守去年十一月に任命を受けたが未だ上阪せぬので、玉造口定番の預である、町奉行から但馬守へ援兵を依賴し、但馬守から京橋組へ出兵を傳達したのも右の譯で、公用人畑佐秋之助が鉉之助より一足先へ出たのは京橋組へ出兵の催促の爲であつた、然る所同心支配廣瀨治左衞門馬場左十郞何分之を迷惑がり東町奉行所へ來て鉉之助へ向ひ、當役所警固の儀御頭よりの仰渡と雖も、元來銘々共は御城門を警衞するを本職とし。御門を離れ、役所位の所で犬死同樣の働を致すは一同迷惑千萬、第一拙者共も不承知につき、御相談に參つた。夫故鐵砲も持參仕らぬとの口上、其心は鉉之助をも味方に引入れ、

町奉行所應援の請求を謝絕しやうとの下心であつたらしいが、鉉之助の返答は案に相違し、御城警衞の本職は申すまでもなけれど、頭申付とあつては生駒山を越しても出張致さねばならず、銘々共は頭申付により當所へまゐり。御覽の如く打支度に及んだので御坐るとあつた、すると治左衞門は重ねて口を開き、頭御出馬といへば格別、左も無くて銘々計當役所へ參り警固に從ふは、何か町奉行の下知に就くやうな次第である。先年出水の節町奉行より兩組にて町廻を致しくれるやう、城代松平日向守殿へ內願ありし所、兩組は大切の御城警固の者、町奉行所へ貸す儀は組柄にも拘り難儀なりとの仰で、沙汰止になつたと承り居る、其上縱令頭の申渡にても、承引仕り難き事は再應申上げ、御沙汰替になつたる例も有れば、仰渡であるとて一概にお斷の

出來ぬといふ儀もあるまじく、其爲御相談に參つたと話を進めた、然し鉉之助は承知せぬ、今日の儀は何分御手前と拙者とは所存相違につき、御手前は御手前で御勝手次第に爲さるべく、別に當方に御相談に及び申さず、頭は追手上屋敷に居らるれば、御手前から直接にお窺になつたらば宜しからうと突撥る、何事によらず兩組は只今まで相談の上にて致したれど、以來は相談に及び申さず、左樣御承知あれといへば、如何樣とも御勝手にと、彼一句此一句、語調も次第に荒くなつた所へ、幸ひ秋之助が來て味方同士の口論も止み、治左衞門は引返して同心三十人を連れ、東町奉行所門前へ遣つて來たが、肝要の治左衞門が雪踏穿で持筒さへ持たぬ始末である、尤も以上の口論は玉造方即ち鉉之助手記の咬菜秘記及玉造組與力同心働前御吟味に付明細

書取によつて書いたのであるから、京橋組の說く所を十分に盡して居らぬかも知れぬが、大體に於て相違のある可き筈はない、治左衞門の言ふ所は一理あるが、所謂杓子定規で應急の手段を知らぬと評すべしだ、殊に此日京橋組には言語道斷の振舞があつて、治左衞門が出兵を迷惑がつたも、或は卑怯の心からではあるまいかと、想像を運らし得る程である。

飜つて城中の景況を見るに、城代土井大炊頭は天滿方面の失火尋常にあらず、平八郎等亂を作すと聞き、兩町奉行及目附中川半左衞門犬塚太郎左衞門に暴動鎮定徒黨逮捕の命を下し、萬一手に餘らバ打拂切捨苦しからずといひ、それから四ッ時頃になり、玉造口定番を始め、四加番東西大番頭一同を召出し、平八郎暴擧の顚末を告げ、町奉行目付へは既に鎮定の事を命じたるが、

六　騷亂　下

山城守の狐疑

天神橋切落

大鹽一黨中重立ちたる者共は東組與力同心である、跡部山城守から見れば、手許に平八郎の味方が潜居るやも知れずとの懸念あり、大井傳次兵衞の倅正一郎は暴動に一味し、又坂本鉉之助の平素平八郎と懇意なることは、人の知つたる事實なれば、玉造與力とても油斷はならずと思つたらしい、鉉之助が引率して來た同心を庭内に呼入れた時、山城守家來が御同勢中藤重槌太郎といふ方は居られぬかと尋ねたも、槌太郎が去年より毎月三度づゝ大鹽邸へ砲術の教授に往つたからの疑である、鉉之助等が折角防禦の支度中に天神橋を切落したは怪訝に堪へぬ、敵を引受けやうとして守備の手配をしながら、敵の來る路を絕つて

仕舞つたのは會得しかねる、併し山城守に狐疑の心があつたとすれば不思議でも奇怪でもない、山城守に出馬を勸め、天神橋南詰の町家に兵を伏せ、賊徒の八九分通橋を渡つて來る所を見澄し、俄に打つて出でたらば、橋は長し見通はよし、橋上故左右へ逃散ることは出來ず、多數の敵を斃し、從つて船場上町を燒かず、市民の難儀を輕くすることも出來たらうに、山城守が天神橋切落の爲杣人足を遣したりといふを聞き、早く其眞意を覺つて諫止の方法ょ出でざりしは殘念であると、咬菜秘記に出て居る。

東役所防禦の手配を終へる頃、山城守は庭前に出で火事場の容態を見て居た、大砲の音は頻に聞え、火は次第に西手へ廻り、川崎の東照宮へも移つたらしい、鉉之助爲助は二回までも出馬

伊賀守出馬

を勸めたが一向聽入れぬ。併し掘伊賀守が東役所へ來て、出馬に關する城代の命令を傳へるに及んでは躊躇する能はず、山城守は玉造組を從へて場所に向ひ、京橋組は居殘る事となつた、然るに伊賀守は城代の命を傳へた後、山城守に先ち東役所を出で、門前に京橋組の並居るを見て、御手前達は京橋組にや、是より場所へ參る程に拙者の先へ立ちて參らるべしと言ひ、同心支配廣瀨治左衞門は之を承ると一議に及ばず承知して先頭に立ち、島町筋を西へ御祓筋の邊まで進んだ、丁度此時は賊徒が高麗橋を東へ渡る時で、白旗樣のものが見える、ソレ打てといふ伊賀守の差圖、治左衞門も亦之に同じたので、同心共は無暗に發砲する、その銃聲に驚いて伊賀守の乘馬は跳廻り、主は鞍上に堪らず撞と計に落馬したが、それを見た同心共は、大將敵に

一隊散亂

撃たれたりと思ひ、即時にぱつと散亂した、伊賀守は詮方なく御祓筋の會所に入つて休息し、治左衞門は京橋口へ退き、同役馬場左十郎に委細を話し、兩名同道にて東役所の長屋前に到り、茫然として突立つて居た、伊賀守の砲術不案内は詮方ないとしても、治左衞門が之に同じたのは笑ふべきである、御祓筋から高麗橋迄は四町もあつて、中々同心所有の三匁五分筒の玉の屆くべき譯はない、殊に橋上の白旗位を目當にして發砲するとは危險千萬、外れ玉が市中の者に中らぬとも限らぬ、大鹽方が此時砲擊を加へられたることを少しも知らぬに至つては滑稽も亦極れりで、かゝる同心支配の配下にある同心が、伊賀守の落馬を見て散亂したのも無理はない。

大砲持參

先刻山城守の懇望に任せ、蒲生熊次郎は馬を馳せて玉造口へ取

つて還し大筒準備の事を申通じたので、平與力四名抱大筒持參の上、目付中川半左衞門の役所へ罷出づるやうにと、但馬守より岡翁助の手許へ命令が達した、其所で柴田勘兵衞・石川彦兵衞・脇勝太郎・米倉倬次郎の四名が人撰に當り、勘兵衞彥兵衞は各〻百目玉筒一挺、勝太郎倬次郎は兩人にて三十目玉筒一挺を携へ、目付の御小屋へ伺つた所、折惡敷留守との事で、直に城代御玄關へ行き、但馬守に挨拶をして東役所へ遣つて來た、其時但馬守が銘々着込を着してゐるかと問はれたら、イヤ大筒の玉先に向つては着込は何の役にも立ち申さず、場所へ出でたる上は存命にて罷歸る覺悟は毛頭これ無しと、大言を拂つて出たが、彼等四人は實際最後に至るまで一發をも放つ機會が無かつた、路次戰ともいふべき場合に、百目筒などを携へて來るのが抑も間

山城守出馬

遠で、鉉之助如きは十匁玉筒ですら、普通の儘にては貫穿力が強いと考へ、火藥を半減したといふ位である、何は兎もあれ與力四名と同心小頭二名とが新に到着したので、山城守配下の玉造口援隊は今や合計與力七名同心三十二名となり、與力は玄關前に同心は門前に整列して待つて居ると、程なく山城守は玄關先に見えた、其時鉉之助は拙者同心を引連れ先頭へ參るべく、去り乍ら道筋不案內故、確としたる案內をお立て下さるやうにと願つた、尤千萬の次第と一隊の先頭には山城守の纒を押立て、それへ案內の士が一人ついた、

内平野町の衝突

内骨屋町筋から内平野町を西へ向つて進んだ時、大鹽黨は平野橋の東詰に居り、山城守の纒を目當に木砲の火蓋を切つた、本多爲助や同心山崎彌四郎は其音を聞いて、打ちませうか〳〵と

安田圖書捕縛

が爲、從者に命じて源左衞門の首を斬り、鎗先に貫いて持步行かしめたが、一兩日過ぎてから近所の町人が、餘り大男であるといつて尺を量つて見たら、燒爛れた死骸の首の切口から爪先まで五尺あつたといふ。今一人北側に倒れて居たは、賊卒體の者で名も知れぬ。四辻へ出て西の方を見れば、もう大鹽方へ一人も居ず、たゞ市民が右往左往に狼狽奔走してゐる計、東の方を見れば火は間近く燃來り、路傍には賊徒の放棄した武器が彼是ある、拾集めて見ると百目玉筒三挺車臺附・巢口四寸許の木砲貳挺內一挺は車臺附・長持二棹・具足櫃二荷・火藥入革葛籠十餘箇・鎗三四本・小筒三挺・太鼓一箇・旗二本等で、賊魁平八郎の持鎗も右遺失品の內にあるといふので、山城守は大滿足であつた。同心高橋彌兵衞が、逃後れて近傍の町家に隱れて居る安田圖書を捕縛

伊賀守の進路

したのも此時であつた。

伊賀守は內平野町の衝突後山城守と出會ひ、是より兩方に分れて賊徒を挾擊しやうとの相談であつた、其處で山城守の馬廻にゐた脇勝太郎・米倉倬次郎・石川彥兵衞三人が伊賀守の先鋒となり、本町橋附近迄押して往つたが、肝要の伊賀守は半町位づゝ後に引下り、最初二十八人餘も付添つて居た鐵砲同心は、瓦町堺筋邊にて僅に十三四人となり、其上始終遲れ勝である、勝太郎は幾度催促しても催促甲斐なきに怒を催し、元來何の爲に恩祿を頂戴致さるゝや、大事に臨んで斯樣の體裁は恐れ入つたる事に候はずやと、高聲に罵り辱めたが誰一人返事も爲無い、夫故今度は伊賀守に向ひ、賊徒の跡を追ふのみにては何の甲斐もこれ無く、人數を兩手に分け、東西より挾擊に致したしと言上したが、

武備歴顆

人數小勢につき、兩手に分けることは見合せよとの返答、其內北の辻にて鐵砲の音がする、急いで駈付ける道すがら、散亂してゐる鎗二本粗末の大小一腰を分捕し、淡路町へ來て兩町奉行一手となり、西へ向つたが、最早賊徒は一人も居らぬ、其所で兵を班し、本町橋東詰にて兩町奉行袂を分ち、彥兵衞倬次郎は伊賀守の懇望により兩町奉行所に赴き、山城守は御城入を爲し、鉉之助・爲助・勸兵衞・熊次郎・勝太郎並に同心一統は番場にて山城守に分れ、奉行所へ歸つて休息した。

大鹽亂は之で終つた、暴徒は二回の小衝突で全く離散して了つた、町奉行所側では誰一人負傷したる者も無い、大鹽方では討死は梅田源左衞門一人、其他二名は人足樣の者に過ぎない、山城守の屆書によると、出火に付變死の者合計十五人、此中刀疵

鐵砲疵あるもの六人とあるが、それも必ず賊に與して討死した人々とは認められぬ。或は流彈に當つて敢なく一命を落したのもあらう、玉造口與力同心の發砲數は二回にて合計百八十發と。彼等の働前明細書にあるが、最初銘々から出した屆書によると、玉數が如何にも多いので、再考三考を求めた結果、これ丈になつたといふから、大して當にはならない、最も彼等は毫も覘を付けんとはせず、玉さへ込めれば直に火繩を挿したので、同心中一廉勇猛であつた山崎彌四郎さへ、自分も其仲間の一人であつたと白狀してゐる、小頭田村藤藏の話に、場所にて玉はヒユーく鳴つて頭上を越し、お頭ハ遙先手に進まれて居る、若し味方の鐵砲で怪我があつてはと考へ、陣笠を脫いで振廻し、漸く矢止を致した、堺筋の町家の軒の上に揭げてあつた看板は是

目筒などを用ふべき場合でない、況んや三百目筒といつては、附屬の器具も中々大層で、全體では百四五十貫目に上り、玉は三十町も飛ぶ、五町七町見晴の宜い場所でこそ三百目筒の效用を顯すことも出來るが、町奉行所門前でそれを放つたら、縱令賊徒の一人二人打貫いたとて、其餘は城の方へ飛ぶか、町の方へ飛ぶか、玉先はいづれ差支ある場所だ、依賴する者も依賴する者だが、承諾する者も承諾する者である、鉉之助が何といつても承知せず、三百目筒を持返らせたのは大出來といふべしだ。

諸藩の出兵

暴徒は淡路町で姿を隱し、未だ一人の巨魁も縛に就かぬ、大阪城及町奉行所の警衞は愈〻嚴重となり、在阪藏屋敷の面々は催促に應じて町奉行所其他要所々々の警衞に當り、近國の諸大名は銘々後詰の兵士を大阪へ繰出した、城代土井大炊頭は晝九ッ時と

暮六ッ時と本丸內を巡視すること二回に及び、目付中川半左衞門犬塚太郎左衞門兩名は交〻城內を巡廻し、又數〻城外へ出でて其刻刻の報告を城代へ上申する役廻を勤め、大手門の守備は大炊頭自ら之を掌り、土俵を築き、其上に大砲二門を置き、別に二門を豫備とし。門前には柵を結び竹束(タケタバ)を並べ、番頭物頭は門內に控え。足輕百人は具足を着し銃を携へて門の西手北向に陣取り、尼崎城主松平遠江守忠榮の一番手は門の南手西向に陣を取る、京橋口は定番米倉丹後守不在なるを以て、山里丸加番土井能登守假に其衆を領し、守備の砲數は大手門と同じく、門外には岸和田城主岡部內膳正長和の一番手及高槻城主永井飛彈守直與(ナヲトモ)の兵あり、玉造口には定番遠藤但馬守柵を結び鐵砲を並べ、靑屋口には加番米津伊勢守。雁木阪には加番小笠原信濃守の馬印を

大鹽燒圖

亡區域 ―― 大鹽黨進路

部隊進路 …… 堀隊進路

立て、中小屋加番井伊右京亮は遊軍として青屋口に屯し、大番頭菅沼織部正北條遠江守は本丸に居る、諸勢皆具足を着し、拔身の鎗切火繩の鐵砲を携へ、篝火は天を焦し、尼崎岸和田の二番手郡山淀の兵も追々に繰出して來た、尼崎の一番手は家老用人目付より足輕仲間に至るまで總勢三百三拾餘人、二番手も略、同數にて別に大砲隊あり、夜九ッ時尼崎を發し、一番手同樣大手へ詰め、その後京橋口へ移り、又山城守の依賴にて守口吹田へ赴いた、岸和田の一番手は物頭大目付以下總勢二百餘人、二番手は四百餘人、之は天王寺邊に屯し、又郡山ハ一番手・二番手・三番手を合して總勢七百餘人を出したが、大阪から遠距離の爲、廿日午後一二番手は大手に進み、三番手は玉造口に屯することとなり、番場から玉造に陣を移したる高槻と京橋口の淀とは兵數

を詳にせぬ、」堺奉行曲淵甲斐守景山は十九日早朝外の用事にて來阪した儘城中に殘り、配下の與力同心が堺から駈付けてから、之を率ゐて西町奉行の役宅に入り」、伏見奉行加納遠江守久儔は東町奉行の役宅に入り、」又大阪諸藏屋敷の役人もそれ〲出兵の命に接したが、大抵備付の銃は銹たり破損したりしてゐて用に立たず、又鐵砲はあつても彈藥が無いといふ始末、急に市中で買入れやうとしたが、十九日夜火藥販賣一切禁止の令下りたる爲、今更如何とも仕難く、案山子同然彈藥を持たずに銃を携へた者もあつた、かくて十九二十兩日ハ混雜の裡に過ぎ、廿一日より各藩漸く兵を收めることとなつた。

七　兵火

兵火は八方に起り、火消人足は恐れて近寄らず、山城守は一旦城入の後夕七ッ時過火事場へ出馬する事に決し、鉉之助等一同馬先を守り、所々にて消防の差圖に及んだが、火消人足の無勢と疲勞とにより、火は次第に東に燒弘り、谷町筋にて喰止めんとしたる甲斐なく、六ッ半時頃池田岩之丞預の谷町代官所を燒拂ひ、

廿日夜鎭火

廿日夜五ッ半時過を以て鎭火した、天滿に於ては川崎より堀川まで「船場上町に於ては、東は弓町より西は中橋筋に至り」北は大川より南は内本町筋に至るまで一圓に燒失し」東西最も廣き所七百六拾五間、南北最も廣き所千拾間あり、

延燒と區域其損害

燒失町數は天滿組四十貳町・北組五拾九町・南組拾壹町に及び、附屬地・六ヶ所及川

崎村の一部も亦燒亡し、家數合計三千三百八拾九軒・竈數壹萬二千五百七拾八軒・明借屋千三百六軒、土藏四百拾壹ヶ所・穴藏百三ヶ所・納屋二百三拾ヶ所、寺拾四ヶ所・道場貳拾貳ヶ所・社三ヶ所・神主並社家屋敷十軒。屋敷貳ヶ所・藏屋敷五ヶ所・用場貳ヶ所、銀座・秤座・天滿組惣會所・牢屋敷、公儀橋二ヶ所(天神橋高麗橋)町橋三ヶ所(葭屋橋・今橋・平野橋)、東本願寺天滿掛所・興正寺掛所、三町人山村與助居宅・同尼崎又右衞門居宅、破損奉行鈴木榮助役宅・代官池田岩之丞役宅・跡部山城守組與力屋敷貳拾九軒・同組同心屋敷四拾六軒、堀伊賀守組與力屋敷貳拾九軒・同組同心屋敷貳拾六軒・右組與力武術稽古場三ヶ所、鐵砲奉行御手洗伊右衞門組同心屋敷拾軒・御弓奉行上田五兵衞鈴木次左衞門組同心屋敷拾七軒・弦指糟谷遠江宅・破損奉行森左十郎榊原太郎右衞門組手代屋敷拾軒を烏有

罹災者番場に集る

に歸せしめた。

此度の火災は尋常の放火出火と違ひ、暴徒は到る處に火矢砲碌玉を亂射したる爲、火元は八方に分れ、從つて市民の恐惶狼狽も尋常一樣ならず、家財什寶を棄置き着のみ着の儘にて逃去つたのである、剩へ廿日夜より翌日正午へ亘り大風雨と當時の記錄に見えるから、罹災者の困難は一層酷かつたと思はれる」大手前の野原を番場（バンバ）といひ、諸方より此所を指して落ち來る人々は潮の押寄するが如く、盥の中に蹲れる產婦あれば、莚の上に橫臥せる病人あり、疱瘡流行の折柄とて之に惱める小兒も多く、彼等が一齊に擧ぐる苦悶呻吟の聲は相合して玉造口土橋まで閧の聲の如く聞えたとある」十九日朝より淡路町の衝突に至るまで、兩町奉行ハ一意暴徒の鎭壓に熱中したが、衝突後は離散し

収容所の移轉

たる與黨を物色するのみか、消防にも亦罹災者の賑恤にも從事せねばならぬ、先づ道頓堀の芝居小屋を以て親戚故舊なき類燒者の收容所としたは宜いが、荷物を携へることを許さないので、入り度も入られぬ者が多い、其處で廿一日に及び、今回の火災に罹らぬ三鄕町々中から、御救掛町なるものを設け、御救掛町をして荷物の番を爲さしむることゝし、罹災者は安じて收容所に赴くやうになつた、併し道頓堀の收容所は咄嗟の間に成り、久しく此地に罹災者を置く譯に行かないので、新に天王寺御藏跡・天滿橋の南詰東元堺町・及天滿橋北詰に收容所を設け、御藏跡にあるものは南組、天滿橋の南詰東元堺町にあるものは北組、北詰にあるものは天滿組にて一切を世話し、每組の掛町其任に當り、掛町にあらざる町々よりは町代二名人足二名を出し、夜

分のみ掛町に代らせた、併し何時まで官より衣食を給しても際限なく、却て遊民を養成する傾があるので、三月上旬惣年寄より、場内に居る者ハ銘々一日も早く職業を求めて自活せよと諭し、又一般市民に對しては、彼等にして奉公口を求め或は家を借らんとする者ある時は成るべく便宜を與へ、收容所にありしといふを口實とし、無下に奉公を望む者を謝絕し、又不法の家賃を貪つては相成らぬと達したが、收容所の閉鎖は實に是歲九月廿七日であつた。

收容所の世話になつた人員は、山城守の屆書に二月廿七日晝時迄に凡そ千八百人程とあるのみで、最初より閉鎖に至るまでの延人員は不明である、併しそれ以外に多數の罹災者があつた、是等の罹災者並に幸に兵火を免れたる人々も、亂後の物價騰貴に一方ならず迷惑したことは辯を俟たない、二月上旬百五拾七匁の肥後米は四月に二百四拾七匁となり、五月に少しく下落せしも、六月には三百三拾目といへる無比の相場を示し、小賣相場は最高白米一升三百六拾四文・麥二百六拾四文・大豆貳百八文・小豆貳百六拾四文となつた、富者と雖も朝夕は粥を啜り、細民はたゞ露命を繫ぐといふに過ぎず、大根・小豆・黑米・豆腐殼・饂飩粉の類を食するは上等の部、甚しきは糠又は豆の皮を食し、往來に行倒人を見ることは一向珍しくない、加ふるに疫病流行し、死者夥しく、六月中千日(センニチ)の墓所にて每日五六拾人を燒き、七月には千日・梅田・小橋の三墓所に深い穴を掘り、行倒人を投込んだといふ、但し此流行病に對しては官民共に左程の注意を拂はず、たゞ官より享保十八年の疫病流行當時に示した應急藥法を、再び

民間に示したのみであつた、今日の如く衛生上の思想が進まぬ時であるから無理もないが、物價の暴騰を抑止する手段と細民賑恤の方法とに就いては、公私とも一方ならず盡力した。大阪では家屋を建築修繕するに、大工木挽は中井家山村家配下の者に限り、瓦は寺島家製造のもの・瓦葺は同人支配の者ヽ限るといふやうな嚴しい規則があつたが、暴動後之を弛め、一方には本年に限り畿內近江六ヶ國の大工木挽を使用し、隨意の船舶を以て土砂を運搬し、又仲買の手を經ずして直接問屋より竹木類を買入るゝを許し、又一方にハ大工左官等が規定以外の賃銀を貪るを禁じた、是等は家屋新築の資力ある人々に對する保護で、細民の利益の爲には、家主を戒めて法外に家賃を騰貴することなからしめ、殊に上下を問はず何人にも必要なる米其他の

日用品に就いては、近在の農家食料以外の麥を貯蓄するものは必ず賣却せよ、米商人にあらざる者猥に近國に赴き、米麥等を糴買すべからず、搗米屋は必ず白米小賣直段を差札に明記し、買者も亦押買狼藉の擧動あるべからずなどと、嚴重なる取締令を發した、併し是等は消極的手段である、積極的手段としては

間銀下附

四月上旬より搗米屋に間銀を下渡し、一人五合を限り廉價を以て販賣せしめた、間銀とは時價と賣價との差銀で、官一び此事あつてより、餝屋六兵衛播摩屋仁兵衛以下個人又は町中より間銀として醵出した米は、合計一千四百餘石に上つたとあれば、廉賣の石數も夥しいものであつたらう、間銀の下渡は多數の市民が恩惠に均霑する譯であるが、搗米屋から白米の小買も出來ぬ窮民には、直接に米錢を施すより他に手段は無い、

賑恤

三月城代

彼等は相伴つて守口町に赴いたが賊徒の蔭もない、廿二日八ッ時頃唯今平八郎船にて天満橋へ到着といふ飛報に、城中一同騒出したが、眞先に之を追手の玄關へ注進したは東町奉行所の用人武善之助で。實は三拾石船が天満橋に衝突した爲、奉行所から人足を出し、彼是混雜してゐるのを彼が見誤つたのであつた、又平八郎が摩耶山に隠れたとか、甲山に楯籠つたとかいふ風説もあつて。其度毎に與力同心の出役となつたが何の獲物もない、廿三日京都の所司代松平伊豆守が大鹽の殘黨丹波に隠ると聞き、龜山・淀・郡山の三藩並に京都町奉行梶野土佐守に出兵を命じたのは輕率も亦甚しと言はざるを得ぬ。廿六日に幕府が郡山・姫路・尼崎・篠山・岸和田五藩に大阪出兵を命じたは、遠距離の爲阪地の形勢が知れなかつた爲であらうが、伊豆守の方は辯護の仕様が無

平八郎等の遁路

い、京畿の人心恟々といふこと丈はこれで能く解る。

鉉之助は淡路町堺筋の衝突後、直に辻に出て西方を觀たが賊徒は居なかつたとある、居ないも道理、平八郎は所詮敵し難しと見るや、銘々随意に立去るべしと命じ、重立ちたる面々は東方即ちもと來た道筋へ引返すこと半町計にして傍の民家に入り、裏塀を壞つて平野町へ出で。避難者に紛れて東横堀より天神橋の東なる八軒屋へ出た、丁度七ッ時頃で一行は平八郎父子・濟之助・良左衞門・義左衞門・孝右衞門・忠兵衞・源右衞門・利三郎・郡次・九右衞門・三平・濟之助若黨周次・作兵衞の十四人である、彼等は河岸に繋いである小船を見付け、これ幸と飛乘り、船頭無宿直吉を脅して中流に出で、着込鎗等を水中に投じ、天満附近を上下してゐた、大阪では火事の時船で荷物を運ぶ故、川中を彷徨してゐても誰

新築地ハ西横堀ナルベシ四ッ橋ヲ止シ

一行分離

も怪む者は無い、直吉が上陸して呉れろと度々逼るので、平八郎は九右衞門に命じ、彼に金貳兩を與へ、尙川中に漂ひながら行先の相談に及んだ所、かくなる上は嚴重の手當あること必定、拙者は火中に入り自滅すべき覺悟なり、忠兵衞殿には迷惑ながら此次第をゆう・みふに話し、兩人に自殺を勸められたしと平八郎が言切つたので、忠兵衞は詮方なく作兵衞と共に上陸した、平八郎は言葉を改め、同志の者は格別、逃延たき者は勝手次第上陸せよと申渡し、濟之助先づ若黨周次に暇を遣し、六ッ時頃より同人並に源右衞門・利三郎・郡次・九右衞門追々に立去り、平八郎以下殘る者共は一同東横堀の新築地より上陸し、往來の人影なき場所に集り、再び行先を相談した、然るに平八郎は存命の所存なく飽まで自滅の覺悟なりといふのを、良左衞門濟之助等言葉を盡して諫め、然らば一旦遠國へ落延びやうと、漸く納得して四ッ橋まで來たが、斯樣な姿にては見咎めらるゝ恐ありと、一同腰に帶したる刀を水中に投込み、脇差計となり、行先の心當もなく下寺町まで彷徨ひ來た、其節平八郎は孝右衞門三平に向ひ、再三勸辨致して此迄參りたるも、迚も落延びること覺束なければ、同人父子濟之助等は火中に入り燒死すべし、兩人は百姓の身、如何樣とも身を忍び、一命を保てと諭し、三平に金五兩を渡して袂を分ち、十四人の一行中殘るは平八郎父子・濟之助・良左衞門・義左衞門の五人となり、寺町筋を北或は西の方角に步み、火事場に接近したが、何分多人數混雜の際とて一同火中する機會もなく、彼是立廻り居る內、義左衞門は平八郎等四人と逸れた、此所までは評定所に於ける三平の吟味書、及町奉行所

美吉屋五郎兵衛

二月下旬から三月上旬へかけ、暴徒中の頭領分は、自殺するあり、自訴するあり、又捕縛せらるゝもあつて、大抵其結末を明にしたが、肝要の巨魁父子の行衛が知れぬ爲、詮議の網は蜘蛛の巣の如く張られた、平八郎父子は良左衛門自殺の後一旦大和路に入り、手當の嚴重なるを見受け、道を替へて河州路に立戻り、廿四日夜漸く大阪油掛町の美吉屋五郎兵衛方へ着いたのである、五郎兵衛は手拭地の仕入職で、其家は今の靱下通二丁目紀伊國橋を東へ入つた所の南側で、東から二軒目に當る、女房つね・娘かつ・孫かく・下男五人・下女一人都合十人暮で、久しく大鹽邸へ出入し、勝手向の世話をした者故其縁故を賴つて來た譯で、燈臺下暗しといふ諺の如く、大阪に居れば却て探索が行届かぬと見込んだからであらう、其夜五郎兵衛方では平日の如く主人は勝手の方、家内の者は臺所又は二階に打臥してゐると、夜五ッ時過になつて表の戸を叩く者がある、誰かと問へば備前島町河内屋八五郎方の使だといふ、八五郎は兼て知合故、五郎兵衛は何用かと起上つて雨戸を明けると、鼠色の木綿合羽に脇差を指してゐる僧體の者兩人、挨拶もなく足早に奥間に通つたので、不審に思ひ跡を追つて兩人に面會すると、豈に計らんや平八郎父子である、其時平八郎は擧兵の理由一黨離散の顚末を粗々と話し、當分匿ひくれよ、不承知とあらば居宅へ火を放ち、家内殘らず燒殺すべしと、既に脇差の柄へ手を掛けるので、五郎兵衛は是非なく承知し、奥の間裏手納戸の小間へ兩人を隱し、仕切の襖を堅く〆切り、女房つねに委細を打明けたるのみにて、其他の家族雇人等には一切覺られざるやう心掛け、三度の食事

平八郎父子の隱家

も夫婦の分を除け置き、五郎兵衞自ら密に持參する位であつた、其後一兩日立つても平八郎父子は出立の氣色が無い、日數重なつては露顯の基と、五郎兵衞は頻に立退を催促するが、時節到來致さゞるにつき今暫く忍ばせよ、左なくば一同燒殺すべしと再三威され、一旦匿ひたる上は其罪遁れ難く、さりとて同居せば自然家內の者の目に觸るゝこともあらん、居宅奧座敷西手裏續の離座敷は表裏の戸締堅固にて、居宅とは庭を隔て、其境は手厚の板塀にて仕切り、通口には小き切戸あり、座敷西手の入口も同樣にて、平日は家內の者も入らず、明家同然故、之へ匿ひ置かば容易に目付かるまいと、夫婦相談の上、父子を離座敷に移し、食事は日々五郎兵衞家內の飯米を計渡す傳手に手元の紙袋へ詰、鹽香物を添へて持參致すにつき、炭火にて炊かれた

露顯

し、若し右の品々盡きなば切戸を叩かるべく、それを合圖として又々入替るべしと約束し、其通に仕て居つた、其後五郎兵衞は折を見て平八郎の底意を尋ねたが、深き存寄あつての事なりといふ計で、一向打明けないのみか、座敷廻の戸障子を外し、澤山の穴を明け、其所へ蒲團の綿を取出して詰込み。燒草にするのだといつて、平八郎着座の傍へ積重ねて居る、强ひて立退けといへば必ず之に火を掛けるに違ないと、五郎兵衞夫婦は心配ながら其儘に打過ぎた、以上は五郎兵衞つねの申口（附錄二六）によつたので、勿論片口であるから多少自分に都合のよいことを述べたであらうが、先づ大體に於て相違の無いものと思はれる。美吉屋の下女は平野鄉の者で、三月の出代時に暇を貰つて故鄉へ歸つたが、何かの傳手に舊主人の家では家內人數の割合に飯

内山彦次郎

米が多く要る、毎日神前へ備へるといつて老人夫婦—五郎兵衛は六拾貮歳つねは五拾歳—が持つて行かれる御飯は、お下りが一粒もない、妙な家もあるものだと話した（之は史談會速記録に依る、前項五郎兵衛夫婦の申口とは若干の相違あり、）平野郷は城代大炊頭の領分で陣屋もあり、七名家といつて土着の豪族七人が其郷を支配する、其七名家の中の末吉平左衛門と中瀬九郎兵衛とが此話を聞いて陣屋へ訴へ出たので、陣屋に詰めてゐる土井家の家來から取敢ず此段を大炊頭へ申入れ、大炊頭より立入(タチイリ)與力内山彦次郎へ沙汰があつた、立入とは東西兩町奉行組の與力中より選ばれ、兼々城代の許へ出入し、用向があれば之を承る者をいふ、美吉屋夫婦は大鹽父子に縁故ある者として、町奉行所より町預を命じてある位故、多分同人方に大鹽父子を匿つて居るのであらうと、彦次郎は密

召捕方

岡野小右衛門

に五郎兵衛を呼出して糺問を加へ、愈、相違ないことを確めた、其處で城代側では家臣岡野小右衛門・菊地鐵平・芹澤啓次郎・松高縫藏・安立讃太郎・遠山勇之助・齋藤正五郎・菊地彌六以上八人を召捕方とし、大目付時田肇を取締として差向けることに決し、三月廿六日夜四ッ半時頃一同中屋敷に集つて召捕方の打合に及び、肇より一同へ平八郎父子隱家の樣子を委細に認めたる書類を渡し、御城代には成るべく生捕にしたしとの御意見であると傳へたので、然らば半棒をお渡しありたしと請求して銘々之を受取つた、其時小右衛門の言ふには、平八郎父子の隱家は定て入口も狹く、一人づゝならでは進み難かるべく、豫め鬮にて順番を極め置き、爭なきやう致したしとあるので、一同御尤と答ふるや、折返して、各位は壯年の身、下拙は五十歳に相成り、既に悴もこれあ

り、只今までの御厚恩報うるに途なく、幸ひ此度御人撰に與りたる上は、第一番に進み、生命を捨て度覺悟故、御聞入ありたしと言ふので一同據なく承知し、二番から八番までの鬮を引き、肇は取締の事とて最初から九番と極めた。

廿七日曉家老鷹見十郎左衛門は小右衛門・鐵平・啓次郎三名を呼び、與力内山彦次郎を引合せ、諸事彦次郎の案内を聞くやうにとの申渡あり、又彦次郎からも私及同心は御先へ參り候へば、案内次第御出張ありたしと言はれ、承知の上引下り、只管合圖を待つてゐると、十郎左衛門の取計で彦次郎に付添つて行つた部屋目附鳥巢彦四郎が七ッ半時過に歸り、イザといふので九人の面々は同人を先に立て、一旦本町五丁目の會所へ赴き、更に信濃町の會所へ着いた、彦次郎並に西組同心四人（浪華綠林に藤野織右衛門・河合善八郎・笠崎

追手搦手の二手に分る

次右衛門・佐川豐左衛門とあれど、笠崎次右衛門の名役人鑑に見えず）一行を迎へて美吉屋方の繪圖を示し、五郎兵衛女房をして、庭口より進むを追手、裏口拔道の方を搦手と定め、主人町預の身分とて、家財改の爲只今役人出張ありたれば、暫時裏口の方へ逃げたまはれと、平八郎父子に言はしめ、彼等の出づるを待つて召捕ることゝし、彦次郎・同心二人・小右衛門・彌六・縫藏・鐵平・都合七人は追手に、同心二人・勇之助・讃太郎・啓次郎・正五郎・肇都合七人ゝ搦手に向ふに決し、六ッ半時頃美吉屋へ向つて進んだ、

火消隊

此時美吉屋の周圍は總年寄今井官之助・比田小傳次・永瀨七三郎三名指圖の下に、多數の火消人足が火消道具を携へて取圍んでゐる、之は平八郎父子が火を放ちはせぬかといふ恐があつた爲である。

菊地鐵平

追手の面々は搦手の固つきたりと見るや、一同美吉屋宅へ乘込

九　賞罰

評定所の吟味

大鹽一黨の吟味は是歲六月七日を以て幕府より評定所一座へ命せられた。評定所は矢部左近將監より平山助次郎を請取り、大阪町奉行にて一應取糺の上假口書を爲したる吉見九郎右衛門・竹上萬太郎・大井正一郎・大西與五郎・美吉屋五郎兵衛・同人女房つね以上六人（其後安田圖書・吉見英太郎・河合八十次郎を召喚す、評定書吟味書に九郎右衛門外九名とあり、一名は未詳）を呼下し、又西村七右衛門事利三郎に伴ひし海會寺所化剛嶽を大草安房守より請取り、利三郎の葬式に與りし願人冷月淺草寺中遍照院の所化眞成房堯周二人をも呼出し、七月十六日第一回の審問を開き、引繼いて取調に從事し、其大要を得たが、何分連累者も多數故大阪へ吏員を派出し、雙方にて吟味を加ふるに決し、

賞賜

御勘定評定所留役山本新十郎支配勘定所留役助白石十太夫に評定所書役を添へて大阪に遣し、又助次郎密訴後平八郎擧兵の手續・捕方人數の派遣・黨員捕縛等の取計振については、江戶より大阪町奉行に問合すことゝし、着々歩を進め、翌年閏四月八日を以て幕府に罪案を上申することゝなつた、然るに大鹽弓太郎以下主領株の子息にして十五歲未滿の者の擬律に關し、意見の相違あり、漸く八月二十一日を以て裁決申渡となり、城代土井大炊頭以下の賞與も亦同日を以て發表せられた。

先づ賞與の方から述べると、大炊頭は賊徒亂暴の節阪城內外の警衛、其他萬端の差圖宜しきを得たりとして美濃國懸定の御刀を、定番遠藤但馬守は町奉行に加勢として配下の者に畑佐秋之助を添へて差遣し、賊徒討平に大功を奏したるは、平常の心掛

宜敷儀なりとして御鞍鐙を賜り、但馬守公用人畑佐秋之助は身命を抛ち、諸勢を勵したる功拔群なりとして銀貳拾枚時服二領を賜り、玉造口與力坂本鉉之助は敵の大砲方を討取り餘黨を潰亂せしめざること拔群の功なりとし、新に大阪御鐵砲方に命じ、席順は御目見以上の末席とし、別に銀百枚分捕砲一門を、同本多爲助は御譜代席に進められ、別に金五拾兩を、玉造口同心山崎彌四郎は御譜代格に進められ、別に金三拾兩を、糟谷助藏は上下格に進められ、別に金貳拾兩を、又三町人の一人なる尼崎又右衛門は火急の用向にて城代定番間を往復したる賞として銀拾枚時服二領を賜り、代官根本善左衛門・同池田岩之丞・松平甲斐守並に青山因幡守は出兵防禦の功により、又松平和泉守は大鹽一件吟味取調の功により褒詞、評定所の取調に與りし御勘定吟

味役中野又兵衛は卷物五、評定所留役御勘定組頭豐田藤之進は銀拾枚、御勘定評定所留役宮寺五郎治は同七枚、同山本新十郎は同貳枚、支配勘定評定所留役助白石十太夫へ金拾五兩、評定所書物方宮田八右衛門は銀參枚を賞賜せられた。

次に大鹽方の判決を見ると、巨魁大鹽平八郎父子・瀨田濟之助・小泉淵次郎・渡邊良左衛門・庄司義左衛門・近藤梶五郎・大井正一郎・白井孝右衛門・茨田郡次・高橋九右衛門・橋本忠兵衛・柏岡源右衛門・同傳七・木村司馬之助・横山文哉・宮脇志摩・深尾才次郎・西村利三郎以上拾七名は鹽詰の死骸三郷引廻の上磔、但し利三郎は死體腐爛につき墳墓破壞、美吉屋五郎兵衛・杉山三平・曾我岩藏・植松周次・淺佶・松本隣太夫・堀井儀三郎事仁三郎・大工作兵衛・獵師金助・無宿新兵衛・忠右衛門は引廻の上獄門、上田孝太郎・白井儀次郎・卯兵衛は死罪、大

牢死者多し

西與五郎・白井彥右衛門・平八郎妾ゆう・五郎兵衛女房つねは遠島、安田圖書・醫師寛輔・大蓮寺隱居正方は中追放に處せられ。其他多少を問はず本件に關係のあつた者は大抵皆罪を得た、其刑名には攝河兩國構・江戸十里四方追放・手鎖・押込・逼塞・急度叱・叱・入墨・科料等の區別があるが、今是等の下に一々氏名を擧ぐるは煩しいから省いて置かう、また反忠者について言へば。平山助次郎吉見九郎右衛門兩名は密訴の功により、取來高のまゝ御譜代席小普請入となり、英太郎八十次郎は各銀五十枚を賜り、竹上萬太郎は反忠が反忠に立たず、不屆至極とあつて引廻の上磔を申渡され、九月十八日平八郎父子以下主謀者拾六名と同樣鳶田に於て處刑を受けたが、此時まで生存して居つたは萬太郎一人で、他は皆鹽詰の死骸を磔に掛けたのである、義左衛門・孝右衛門・郡次・九右衛門・忠兵衛・源右衛門・傳七・司馬之助・文哉いづれも八年三月から五月の半頃までに牢中に病死し、最も遲い正一郎も同年八月十四日に牢死してゐる、此現象は大に注意すべきことで、前述の美吉屋五郎兵衛以下大蓮寺隱居正方に至るまでの重罪者二十一名中、三平・孝太郎・與五郎・彥右衛門四人を除き、餘は悉く受刑前に牢死してゐる、此外にも大鹽一件で入牢中病死した者の數は頗る夥しい、大阪府知事渡邊昇氏が明治初年獄舍の衞生に注意し出した迄は、牢內死亡者の率は戰慄すべきものであつたといふ。

批評

以上の賞罰に就いて考ふるに、受賞者中に跡部山城守、堀伊賀守が見えぬ、組下の與力同心が主謀者と爲つて起した騷亂故、流石に幕府も山城守は賞し得なんだであらうが、伊賀守は本件に

共、民を吊候大義を唱可申と、恐多も不顧
公儀を奉驚、王道ニ歸し候樣いたし度旨、門人之內同組與力瀨田濟之助・小泉淵
次郎、同心之內渡邊良左衞門・河合鄉左衞門・近藤梶五郎・平山助次郎・庄司義左衞
門・私並河州守口村質屋白井孝右衞門・同州般若寺村橋本忠兵衞等江追々ニ密
談いたし、同志ニ申勸候付、私は勿論誰迚も驚天恐怖不致もの無之趣、元來平八
郎儀氣分高く剛陽勝候性質ニ付、平生門人敎方嚴敷、長幼之無差別折々大杖ニ
而打擲いたし候得共、意念之不正を懲候付、過惡を改善ニ遷候樣相成、師弟之交
誠實を盡候付、皆恩ニ感し恭敬厚くいたし候故、申聞候儀了簡に違候儀有之候
而も、一言之論談いたし候ものも無之、素ゟ右密談請候者共學術未熟無術之者
共ニ而、私儀は殊更以辨候道を不知候付答方無之、誠ニ大膽成存付と怖敷存候
處、漢高祖明太祖等之功業抔を解得爲致候故、實心不同意勿論、右樣之儀假令學
力有之候共、隱退之與力ニ而出來可申樣無之儀ニ付、其場を飾尤之樣言葉を合
申答、其餘之者共も大躰同樣ニ相聞候處、全人を樣候ため之虛言にも無之、火藥
分外ニ拵、彌密談ニ力を入候付、猶々恐怖之念彌增ニ相成、答方畏縮いたし候者

は身分を賤しめ辱しめ、惡言大杖等を以爲檄(激カ)、右ニ而外をも懲、强制いたし候付、
彌以一言半句茂不被申樣相成、皆々致歎息候得共、致方無之、無據同意致苦心候
儀ニ御座候、尤民を吊候儀は鉅橋鹿臺之粟を民に被與候遺意ニ候迚、大坂市中
豪家之町人とも利倍を以貯居候金銀錢、並大名方藏屋敷有米を與候間、何時成
共市中に出火承候ハヽ貧民馳付可申、右米金配當いたし可遣旨之檄文を作、攝
河泉播江相廻し候積、遺意ニ違候儀も難申、何共歎敷次第ニ而、私身分は賤敷御
奉公いたし候得共、先祖ゟ恐多も
君上之御恩澤を以父母妻子を育、何無不足相勤候段、誠以冥加至極難有仕合奉
存候付、右躰之企實心決而同意不仕、無勿躰儀ニ付、何卒相避申度存、不快差支ニ
托、成丈平八郞方江不能越樣いたし、漸迎年三日過寒邪之上宿疾發動、勞後出勤
も難仕、併却而幸ニ相成、旁以病氣養生引込之御屆申上候付、不携樣相成候得共、
何卒右企爲相止度、良左衞門並其餘之もの江諫方之儀度々及內談候處、いつれ
も尤同意ニ候得共、中々以一朝一夕之事ニ而は難參、良左衞門鄉左衞門等ゟ風
諫等いたし候得共止ル氣色無之、却而憤り候故口を閉候樣ミ次第候、此上は誠

實を盡、自分と心付相止候様致度旨良左衛門申聞、其餘之者共は風諫所も出來不申、既郷左衛門儀は避候心得ニ候哉、不計家出致候仕儀ニ有之、全内變ニ付急度心付、天を恐相止可申所、様子相探候得は頓着不致趣ニ付、猶又良左衛門ニ面會之上、私儀兼而多病之儀は平八郎能存知罷在候儀、其上當時病症勞瘦之上疝痛痔痛一時ニ相發、心氣勞彌增ニ付、中々以密事之一條難出來候間、自殺を以相斷候外無之旨迫而及内談候處、色々申宥、左候ハヽ外申談取計方可有之哉、折角相察し居候段申聞罷歸候處、右之趣平八郎及承候ハヽ心付、相止候儀ニも至可申哉と存居候處、一兩日相立良左衛門罷越、平八郎ニは私病中ニ付右一條過急ニ發立之積候ハヽ迚も難出來趣申聞候處、尤之儀、左候ハヽ心緩々保養專一之旨申居候間、其心得を以事發覺之節は立退可申旨良左衛門申聞候得共、實は如何之示合ニ候哉、同人儀は難遁儀有之故哉、同意決心之旨申聞、其餘は無是非相隨候事哉、猶私病氣寛養之儀見廻旁格之助並義左衛門等を以申越、全私差迫異變之儀有之候而は、御不審ニ而一義露顯を危踏候故之儀と相察、又平八郎儀聊無私心を以人を勸、又檄文を廻し、且所持之書籍を以施行之儀も民心寄(歸カ)伏之た

めと竊相察申候、以前ニ違(マヽ)有間敷、倅ニ可娶合積之養娘を竊ニ自分妾ニいたし、男子出生仕候ニ付、殊之外相歡、此上ニ而彌一義決心之旨私ニ相咄し、叱間敷様申聞候、俗人ニも相劣候儀不埒之儀、且後榮之望有之儀顯然ニ而、最初ゟ反謀之企を以人を勸候ハヽ承知可仕もの無之儀は勿論之儀ニ付、無欲天道を以事を謀候様名分を立、愚昧之者をたふらかし、道志(同カ)ニ引入、檄文中殊ニ明白ニ認載有之、實ニ天下之御爲を存候ハヽ、如何様とも自力之及ひ候丈御忠節之奉盡方も可有御座哉、誠以言語道(同カ)斷奉恐入候次第ニ而、私儀病氣を以相避候得共、一大事之儀不奉言上は

御高恩何以可奉報哉、且不屆之罪難遁候儀ニ付、此段奉内訴候、右ニ付第一奉申上候は

御城並兩御役所其外組屋敷等迄火攻之謀ニ付、右ニ乘市中人家ニ火を懸可申、左候ハヽ亂妨ニ而數萬之人命ニ拘り候儀と相成、兼而御武備も御座候得共、火急ニ事を起候儀も難計、時を考候間中々御油斷難相成、

御歴々様誠ニ御危難之時節ニ御座候間、乍恐密々急速御手當之上御取鎭之御

深慮奉願上候、右之趣急キ奉言上度晝夜心を苦罷在候得共、病惱難堪一向執筆不相叶　山城守樣江可申上ニも執次可申談もの、も無御座、色々配痛無據隔所見計、托訴を以及遲々候得共、奉言上候間、其段御赦免可被下候、尤平八郎儀右躰火術用意不一通候付、御深慮被廻候樣奉仰候、其餘相隨候前書名前之者、是非御召捕ニも相成候ハヽ、私儀も同樣御取計可被下候、無左候而は私ゟ密訴之儀相知候而は、全卑怯一旦之義理を忘候樣相當候も口惜敷、いつれの道、死は決着仕罷在候得共、私相果候ハヽ御不審之內火急ニ事發立可仕も難計、左候時は大亂ニ相成、急訴も空敷次第ニ付、御召捕迄時ニ臨自滅可仕も難計御座候間、右寸忠を以御赦免被成下候樣奉願上候、病躰も六ケ敷候付、萬一御憐愍を以いつれニ御留置、又は御預ケニ相成候とも、忽落命ニ至可申儀必定之儀ニ付、此段御憐察之上御許容被成下候樣重々奉願上候、將又至而若年之悴英太郎と申もの、學問爲修行先達ゟ平八郎方江寄宿爲致置候處、全人質之積ニ候哉、差歸不申、仕義ニ寄悴存亡ニ拘り候得共、御一大事ニは難換、万々一幸ニ落命も不仕候ハヽ、其餘血族之者共一同御仁憐之程奉願上候、何卒右密訴之儀暫御內含外ゟ達御聞候

樣被成下、後日之御裁判重々奉願上候、以上、

但西御組與力見習勤內山彥次郎義は兼而平八郎心ニ合不申由之處、彥次郎義此頃遠方御用ニ參候哉之沙汰も承候間、遁し不申候ハヽ手始ニ取懸り候儀も難計奉存候間、出立御差延御賢慮被廻候樣奉仰候、

吉見九郎右衞門印

天保八酉年二月

御城代樣

御定番樣

兩御頭樣

本篇は實錄彙編に收むる所を底本とし、向山誠齋丙午雜記を以て校正せり、吉見九郎右衞門は東組同心にして初め徒黨の一人たりしが、中途變心し、二月十八日夜四ツ時洗心洞塾より歸宅せる悴英太郎及河合八十次郎をして本書を齎らし、西町奉行堀伊賀守役宅に赴かしめたり、平八郎が養子格之助と婚約ありし般若寺村忠兵衞娘みねに通じて弓太郎を擧げたるとは本書始めて之を傳へ、是より後徒黨の申口にも、又終には平八郎父子の裁許書にも此不倫の記事を見るに至りしが、坂本鉉之助は其著咬菜秘記に於て之を否定し、九郎右衞門の言を以て犬

取鎮方をも取計置、火事場消防差圖いたし、翌廿日夜五ッ半時頃火鎮候儀ニ有之、右之次第は大炊頭殿江相達置有之候儀ニ而、此度右一件取計方之儀も御同人江向ケ相伺候儀ニ付、右之手續伺書江認入不申候儀ニ有之、勿論前書取計振之儀は臨機應變之掛引仕候儀故、差極心得方難(得貴カ)貴意候、將又平八郎伯父攝州吹田村氏神神主宮脇志摩儀も平八郎不届之企ニ荷擔いたし、同人市中亂妨之砌も乍後人夫召連當表江駈付候事之由相聞候付、同月廿日爲召捕其筋之もの差向候處自滅いたし候付、右死骸並前書淵次郎死骸共外同様鹽詰ニ申付有之候、且右賊徒之内大筒之手を掛引いたし候浪人躰之もの名住所之儀承糺候處、居所不知政七と申もの之由、右一件之内天滿典藥町大和屋万兵衞見知罷在候旨申立候、右政七首は其節斬取歸鹽詰ニ取計置候得共、骸は右様混雜中之儀ニ付取退候猶豫無之終ニ燒失仕候、尤最寄取上置候大筒臺車ニ重立候荷擔人姓名認有之内、額田善右衞門と申名前をも書載有之候得共、同人居所差當難相分候付、追々穿鑿いたし候處、近衞殿家領攝州伊丹植松村油屋善右衞門と申者、安部攝津守領分同州曾根村地内ニ生立有之樹木江帶を結下縊死いたし居候を、當

三月朔日右村方之者見付、早速攝津守役場江訴出相糺候處、他領引合之儀ニ付、同月中山城守御役所江一件差出候間、爲撿使兩組同心差遣爲改候處、全自滅ニ無相違旨申聞候、然ル處右善右衞門儀前段徒黨一件ニ携居候者之由相聞候付、虛實取糺中、右死骸は先假埋ニ取計置候儀ニ而、善右衞門儀平八郎とは兼而懇意いたし、同人存立候施行之世話いたし、又は企發覺之節致人集候板行摺檄文等を最寄村々江投賦候儀、平八郎ゟ被頼取扱、同人ゟ刀壹腰貰受、額田善右衞門と相名乗居候事之由追々相分候ニ付而は、平八郎ニ荷擔いたし候者ニ無紛相聞候間、旁右刀は取上、善右衞門女房は所預申付置候、尤右死骸之儀は餘程日數も相立有之候儀ニ付、先假埋之儘差置申候、且山城守組平八郎門弟共之内同人企ニ荷擔いたし候者は前條名差之もの而已ニ而、其外之者は篤と相糺候得共、右様之企ニ致荷擔候儀無之、勿論怪敷様子見聞およひ候事も無之由申之、既右之者共は亂妨之節も山城守ニ隨身いたし、賊徒共捕方手配等出精相働罷在、更ニ心障之筋無御座候事、

本書は跡部山城守堀伊賀守より騷亂前後の顚末を錄して江戸幕府に上りしも

三月廿六日

一遠山勇之助儀當番罷在候處、暮六時前御目付共申聞候者、今晩於御中屋敷御用有之候ニ付只今引取可申旨、高橋殿衞申聞候間、大森末記と交代仕、即刻引取、時田肇宅ニ罷越候處、同人儀御中屋敷ニ罷出候趣付、直樣山本角右衞門宅へ罷越、御用有之旨ニ付罷越候段申達候處、御用之儀ハ後刻可達間、宅ニ扣居候樣同人申聞候間、引取宅ニ罷在候、

一夜四半時頃岡野小右衞門・菊地鋏平・芹澤啓次郎・松高縫藏・安立讃(續カ)太郎・遠山勇之助・齋藤正五郎・菊地彌六、右八人、追々御目付時田肇方ニ呼出有之、罷越候處、大塩平八郎父子市中ニ忍居候趣相聞候間、捕方被仰付、委細之儀者於御中屋敷可達旨申聞候ニ付、何茂引取用意相調、野服或着流し等着用仕、追之御中屋敷御殿ニ相詰申候、

一時田肇儀者引纒被仰付、爲召捕罷越候趣申聞候、

一無程時田肇御中屋敷御殿へ相越、平八郎父子居所其外委細之樣子認有之候書付一同へ爲見、且父子之者者相成丈生捕ニ可致御主意ニ付、其旨相心得候

樣申聞候ニ付、小右衞門初一同相談之上、半棒差出呉候樣肇へ申達候處、無程出來仕、銘々へ相渡申候、

一小右衞門申聞候ハ、平八郎父子藏之内ニ忍居候儀ニ而者、定而入口も狹く、一人宛罷らてハ被這入申間敷、左候へハ鬮取ニ致し順を立置、爭ひ無之樣致候而者如何可有之哉之旨申聞候間、何茂同意之旨申述候、

一猶又小右衞門申聞候ハ、何レも壯年之身ニ有之候へ共、下拙儀ハ五十歲餘ニも相成、悴も有之身分、且不才ニ而從來之厚恩可奉報儀も無覺束、幸此度御人撰を以蒙命候儀ニ付、何卒一番ニ相進、露命を捨申度心願ニ有之、此儀聞入呉候樣達而申聞候ニ付、何茂心中ニ者小右衞門義氣而武藝鍛練之事ニ候得共、老人を先登爲致、万一過チ有之而者奉對上候而も恐入候儀、可相成者壯年之中ゟ一番ニ相進度奉存候得とも、壹人申出候へ者我も〱と懇望可仕、且平八郎父子程之者故、十ニ八九者過チも有之間敷、其上老人より達て所望仕候儀ニ付、何茂胸中ニ存意申述も不仕、小右衞門望之通聞請、同人を壹番と相定、二番より八番迄鬮取ニ仕候處、順立左之通相成申候、

二番菊地彌六　三番松高縫藏　四番菊地鋏平　五番遠山勇之助　六番
安立讃（續イ）太郎　七番芹澤啓次郎　八番齋藤正五郎
右之通相定、肇儀者引纏之事ニ付最初ゟ九番と極置申候、

三月廿七日

一曉八時過十郎左衛門方ゟ小右衛門・鋏平・啓次郎三人之者罷越候様使ゝ者申來、即刻罷越候處、西町御奉行堀伊賀守様御組與力内山彦次郎相越居り、十郎左衛門申聞候ハ、何茂諸士之身分ニ而與力之差圖請候儀者無之筋ニ候得共、捕方等之儀者場所も不馴地理も不相辨候儀ニ付、何茂得と勘辨いたし、與力申聞候儀を取用ゐ相働候方可然旨申聞候ニ付、尤ゝ趣申答、則彦次郎江も面會仕候處、同人申聞候ハ、私幷同心三人ハ先江相越、油懸町會所ニ而得と様子相探り注進可申遣候間、其節相越呉候様申聞候ニ付、承知之旨申述、又ゝ御殿へ引取、一同へも右之趣申通候處、何茂同意ニ而注進相待罷在候、尤十郎左衛門取計まて部屋目付鳥巣彦（亥イ）四郎一人彦次郎へ相添差遣申候、

一無程十郎左衛門御殿江相越申聞候ハ、此度之儀何茂御人撰を以被仰付候義

ニ者有之候得共、一通ゝ事ニも無之候間、別ニ而入念過失無之様相勤可申旨申聞候ニ付、小右衛門肇より精ゝ心を用ひ可相勤候間必被勞念慮間敷候様申述、同人ニ者無程引取申候、

一七半時過鳥巣彦（亥イ）四郎罷歸り、本町五丁目會所迄唯今相越呉候様与彦次郎申聞候趣ニ付、私共九人即刻右會所へ罷越申候、尤最初ハ小役ゝ面ゝも罷越候積り御座候處、彦次郎所存ニ而者多人數之儀者迷惑ニも可有之様子之趣、前以十郎左衛門申聞、則諸士九人限罷越申候、尤鳥巣彦（亥イ）四郎儀者案内として召連、岡村桂藏ニも内分ニ而罷越候趣ニ御座候、

一本町五丁目會所ニ扣居候處、無程同心一人罷越、直様場所へ可相越候間、信濃町會所江參候様申聞、同心案内ニ而即刻右會所へ罷越候處、彦次郎幷同心三人相詰罷在候而、彼者兩人共剃髮致し居候趣申聞候、

一彦次郎ゟ平八郎父子忍居候美吉屋五郎兵衛居宅之畧圖爲見之一覽候處、土藏内ニ忍居候儀ニ者無之、隱居所ニ而御座候由、且又彦次郎申聞候者、庭口より相越候方を追手と定メ、裏辻江抜道有之方を搦手と取極め、惣人數二手ニ

引分、追手ゟ相越候同心ニ內より五郎兵衛妻江申含、五郎兵衛義兼て預ケ之身分ニ付、家財改として只今役人罷越候間、暫之內裏辻ゟ迯去候樣平八郎へ爲申述、迯去候も搦手ニ待合候者召捕可申手筈ニ致し候而も如何可有之哉、存意も御座候ハヽ申述呉候樣申聞候ニ付、鋏平存意ニハ、五郎兵衛妻より右之趣爲申聞候而ハ、召捕ミ儀と推察致し、自滅可致も難斗、前後ゟ直樣仕懸候而ハ如何ミ旨申述候處、庭并住居迚も殊之外手狹ニ有之、働き難相成旨彥次郎申聞候間、何分場所見知不申儀故其意ニ相任せ申候、其節勇之助儀ハ跡より罷越、右斗策の始末承り、鋏平同樣之存意ニ付、肇江其旨相咄候處、彥次郎へ鋏平答ミ趣申聞候間、左候ハヽ右手配ニ而可相越旨申述候、

一肇申聞候ニハ、與力同心之方聊手剛儀も有之ハ打殺可申存意ミ旨申聞候得共、銘々共ハ御主意をも承り罷在候事故、何程手剛ニ有之候とも打果候存意無之、是非ミ生捕ニ致し候心得ニ而可相越と申聞候間、何も同意ミ趣申答、追手之方へハ彥次郎・同心壹（二カ）人・小右衛門・彌六・縫藏・鋏平都合七人罷越、搦手ニハ同心二人・

勇之助・讃（續イ）太郎・啓次郎・正五郎・肇と申順ニ都合七人引分レ、六半時頃五郎兵衛宅江罷越候、

一追手之方ハ搦手之面ニゟ少ミ引下り相越、搦手之方相固メ候を見請、西組同心案內ニ而小右衛門・彌六・（縫藏脫カ）鋏平・彥次郎と申順ニ勝手江立入候、其節彥次郎鋏平へ申聞候ハ、見世出口固呉候樣相賴候ニ付、一人居殘り固ミ所ニ扣罷在候處、相手兩人ミ儀ニ付是江罷越候而も手餘り可申哉ニも有之、無心元存居候內、岡（村カ）野桂藏相見へ候ニ付、此者を相賴傍ニ爲扣申候、

一案內之同心五郎兵衛妻を呼出し、氣分落付候樣背中を撫おろし、額ニ手を當耳元へ寄り、最初相談之通申含候處、右妻膽を消候躰ニ而有之候得共、先ニ立罷越、引續何も附參り候處、庭口よりモシ〱と聲掛ケ候を聞付、平八郎庭之小路次を明ケ、召捕ミ者を見請、直樣建寄せ、其後又候小路次を明ケ、平八郎脇差を拔、聲掛ふらさし出し候ニ付、（是ニ而召捕之者を威し候存意ニも可有之や）同心義木太刀ミ先ニて脇差少ミ打敲候間、何ゑ路次口へ押詰候處、又候〆寄候ニ付、路次打毀、右口ニイ、言葉爭ひいさし、小右衛門より大塩平八郎とも被言候者臆病至極ミ振

大鹽平八郎

實の發見は向後恐くは此方面にあらうと考へる。

明治四十二年十二月二十五日印刷
明治四十三年一月元旦發兌
明治四十三年一月十日再版

大鹽平八郎
正價金壹圓五拾錢

著者　幸田成友
發行者　伊東芳次郎
東京市本郷區本郷一丁目九番地
印刷者　東亞堂編輯部
東京市外代々木山谷百十八番地

不許複製

發行所
東京市本郷區本郷一丁目九
郵便振替口座東京一七一番
電話下谷一九三八番
東亞堂書房

特約大賣捌
東京神田表神保町　振替東京二七〇番　東京堂書店
名古屋本町　振替東京五八〇一番　川瀬書店
大阪北渡邊町　振替東京二八二三番　杉本梁江堂
久留米米屋町　振替大阪二三五七番　菊竹金文堂

(博文館印刷所梓行)